

第 11 章 環境の保全のための措置

1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

予測・評価に際して講ずることとした、環境影響評価の項目ごとの環境の保全のための措置は、次項以降に示すとおりである。

すべての項目において、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による環境への影響は回避または低減されていると考える。

1.1 大気質

大気質に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-1 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における周辺環境及び道路沿道への影響は、排ガス対策型建設機械の使用や低公害車の導入及びアイドリングストップの徹底、粉じんの飛散防止対策、建設機械や施設の適切な運転管理等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-1 (1/2) 大気質に関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
建設機械の稼働	排ガス対策型建設機械の使用	・建設機械は極力排ガス対策型（低公害型）の建設機械を使用する。	○	○	
	建設機械の効率的利用	・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。		○	
	建設機械の維持管理	・建設機械が所定の性能を発揮できるように建設機械の維持管理に努める。		○	
	アイドリングストップ	・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転（アイドリング）をしないよう、運転手への指導を徹底する。		○	
	仮囲い、敷き鉄板の設置 散水の実施	・工事の実施時は、仮囲い・敷き鉄板の設置並びに散水を実施し、粉じんの飛散を防止する。	○	○	
資材運搬等車両の走行	低公害車の導入	・資材運搬等の車両は法令等を遵守するとともに、実行可能な範囲で低燃費車等を使用する。		○	
	交通規則の遵守	・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。		○	
	搬入時期・時間の分散化	・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める。		○	
	搬入ルート分散化	・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。		○	
	車両台数の抑制	・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。		○	
	アイドリングストップ	・資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底する。		○	
	タイヤの水洗	・資材運搬等車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、工事関係車両出入口付近にて水洗いを行う。		○	

表 11.1-1 (2/2) 大気質に関する環境の保全のための措置 (存在・供用時)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働	施設の基準値の設定・遵守	・施設からの排出ガスは、「大気汚染防止法」、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針(埼玉県)」等で規制されている排出基準等を踏まえた自主基準値を設定し遵守する。	○	○	
	適切な運転管理	・排出ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素などの連続測定により適切な運転管理を行う。		○	○
		・燃焼室ガス温度、集じん器入口温度の連続測定装置の設置により適切な運転管理を行う。		○	○
	測定結果の公表	・排出ガス中の大気汚染物質の濃度は、定期的に測定し結果を公表する。		○	○
	風向風速計の設置	・排出ガスの拡散方向を把握するため、風向・風速の継続的な観測を行う。			○
自動車等の走行 (ごみ収集車両等の走行)	低公害車の導入	・ごみ収集車両等は法令等を遵守するとともに、実行可能な範囲で低燃費車等を使用する。		○	
	交通規則の遵守	・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。		○	
	搬入時間の分散化	・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入時間の分散化に努める。		○	
	搬入ルートの分散化	・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。	○	○	
	アイドリングストップ	・ごみ収集車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。		○	

1.2 騒音・低周波音

騒音・低周波音に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-2 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、低騒音型の建設機械の使用や施設壁面の吸音処理等による発生源対策、建設機械の稼働スケジュール管理、機器の適切な運転管理等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-2 (1/2) 騒音・低周波音に関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
建設機械の稼働	低騒音型建設機械の採用等	・使用する建設機械は低騒音型建設機械を採用し、低騒音となる工法を検討する。		○	
	建設機械の効率的利用	・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。		○	
	建設機械の維持管理	・建設機械が所定の性能を発揮できるように建設機械の維持管理に努める。		○	
	仮囲いの設置	・工事の実施時は、仮囲い等を設置し、騒音の伝播防止を図る。		○	
	アイドリングストップ	・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。		○	
資材運搬等車両の走行	交通規則の遵守	・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、騒音の低減に努める。		○	
	搬入時期・時間の分散化	・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める。		○	
	搬入ルート分散化	・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。		○	
	車両台数の抑制	・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。		○	
	アイドリングストップ	・資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底する。		○	

表 11.1-2 (2/2) 騒音・低周波に関する環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働 (騒音) (低周波音) (騒音・低周波音 共通)	騒音発生源対策	・騒音の発生源である機器等は、可能な限り屋内に設置する。	○	○	
		・特に大きな騒音の発生源周辺では、壁面に吸音処理を行う。	○	○	
	低周波音発生源対策	・低周波音の発生源である機器等は、可能な限り屋内に設置する。		○	
		・低周波音の発生を抑えるために、ダクトのサポートを通じての壁面振動を防止するなど適切な対策を講じる。		○	
	設計時の配慮	・騒音の発生源となる機器を敷地境界から離れた位置に設置する。		○	
	適切な運転管理	・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。		○	
苦情・要望対応	・周辺住民から苦情・要望があった場合は、原因究明と保全対策等、真摯に対応する。		○		
自動車等の走行 (ごみ収集車両等の走行)	交通規則の遵守	・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、騒音の低減に努める。		○	
	搬入時間の分散化	・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入時間の分散化に努める。		○	
	搬入ルートの分散化	・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。	○	○	
	アイドリングストップ	・ごみ収集車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。		○	

1.3 振動

振動に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-3 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、低振動型の建設機械の使用や防振架台の設置等の防振対策、建設機械の稼働スケジュール管理、機器の適切な運転管理等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-3 (1/2) 振動に関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
建設機械の稼働	低振動型建設機械の採用等	・使用する建設機械は低振動型建設機械を採用し、低振動となる工法を検討する。		○	
	建設機械の効率的利用	・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。		○	
	建設機械の維持管理	・建設機械が所定の性能を発揮できるように建設機械の維持管理に努める。		○	
	アイドリングストップ	・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。		○	
資材運搬等車両の走行	交通規則の遵守	・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、振動の低減に努める。		○	
	搬入時期・時間の分散化	・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める。		○	
	搬入ルート分散化	・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。		○	
	車両台数の抑制	・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。		○	
	アイドリングストップ	・資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底する。		○	

表 11.1-3 (2/2) 振動に関する環境の保全のための措置 (存在・供用時)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働	振動発生源対策	・送風機等の振動を発生する機器は、防振架台、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。	○	○	
	設計時の配慮	・振動の発生源である機器には防振対策を講じ、それらの機器に接続する配管・ダクト類についても可とう継手、振れ止め等により、構造振動の発生を抑制する。		○	
	適切な運転管理	・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。		○	
	苦情・要望対応	・周辺住民から苦情・要望があった場合は、原因究明と保全対策等、真摯に対応する。		○	
自動車等の走行 (ごみ収集車両等の走行)	交通規則の遵守	・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、振動の低減に努める。		○	
	搬入時間の分散化	・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入時間の分散化に努める。		○	
	搬入ルート分散化	・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。	○	○	
	アイドリングストップ	・ごみ収集車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。		○	

1.4 悪臭

悪臭に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-4 に示すとおりである。

存在・供用時における周辺環境への影響は、ごピット室内の臭気を含む空気は燃焼用空気として焼却炉の中へ送り込み、ごみの燃焼とともに酸化分解することや、設備の適正な維持管理等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-4 悪臭に関する環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働（煙突排出ガス）	設計時の配慮	・ピット室内の臭気を含む空気は燃焼用空気として焼却炉の中へ送り込み、ごみの燃焼とともに酸化分解する。	○	○	
施設の稼働（休炉時の脱臭設備排出口からの排出ガス）	設計時の配慮	・可燃物処理施設の休炉時には、ピット内の臭気が外部に拡散しないように、負圧に保つとともに脱臭装置を設置する。	○	○	
施設の稼働（施設からの臭気の漏洩）	設計時の配慮	・プラットホーム出入口扉及びエアカーテンを設置して、臭気の漏洩を防止する。	○	○	
		・可燃物処理施設では、ピット内を負圧に保ち、臭気が外部に漏れることを防止する。	○	○	
		・不燃・粗大ごみ処理施設では、集じん後の排気は、全量脱臭装置を通し脱臭後建屋外へ排気する。	○	○	
	適切な運転管理	・設備の日常点検や定期点検を実施し、機能維持を図る。	○	○	

1.5 水質

水質に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-5 に示すとおりである。

工事中における周辺環境への影響は、降雨時の濁水は沈砂池で処理後に放流し、アルカリ性の排水が発生した際には中和設備によって処理後に放流する等、適切な措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-5 水質に関する環境の保全のための措置（工事中）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
造成等の工事	濁水対策	・降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質（SS）180mg/L以下として放流する。	○	○	
		・沈砂池の堆砂は、定期的に除去して、沈砂池の機能を確保する。		○	
		・造成範囲外の雨水等が沈砂池に流入することがないように、側溝や土嚢などを設置して、造成範囲内の雨水と分離する（第10章 5.水質 図10.5.3-1参照）。		○	
		・工事中の降雨時において、裸地から発生する濁水については、沈砂池出口で定期的な事後調査を実施する。なお、発生する濁水が著しく濁っている場合については、濁水処理プラントの設置を検討する。		○	
		・沈砂池への負荷を低減するため、造成範囲を区画割りし、区画ごとに仮沈砂池を設けることにより濁水の前処理の工程を設定し、濁水の発生・流出を防止する（第10章 5.水質 図10.5.3-1参照）。		○	
		・工事にあたっては、沈砂池を可能な限りスケールアップすることにより、濁水のSS濃度を低下させ公共用水域への影響を低減させる。		○	
		・沈砂池を可能な限り大規模なものとし、予測条件で設定した降雨強度以上の場合であっても対応できるよう配慮する。		○	
		・特にコンクリートによる地下構造物工事施工時等で発生するアルカリ性の排水は、中和装置によりpHは5.8～8.6に調整して放流する。	○	○	

1.6 土壌

土壌に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-6 に示すとおりである。

存在・供用時における周辺環境への影響は、施設の排出ガスに関する基準値の設定・遵守、適切な運転管理等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-6 土壌に関する環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働（排出ガス）	施設の基準値の設定・遵守	・ 施設からの排出ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類特別措置法」等で規制されている排出基準等を踏まえた自主基準値を設定し遵守する。	○	○	
	適切な運転管理	・ 燃焼室ガス温度、集じん器入口温度の連続測定装置の設置により適切な運転管理を行う。		○	○
	測定結果の公表	・ 排出ガス中の大気汚染物質の濃度は、定期的に測定し結果を公表する。		○	○

1.7 動物

動物に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-7 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における動物の保全すべき種への影響は、低騒音・低振動型建設機械の使用、資材運搬等車両の速度や積載量等の交通規制の遵守、沈砂池の設置、湿地環境の創出や早期緑化、改変区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-7 (1/3) 動物に関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	動物保護対策	・使用する建設機械は低騒音型・低振動型建設機械を採用し、低騒音・低振動となる工法を検討する。		○	
		・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な工程管理に努める。		○	
		・資材運搬等車両は速度や積載量等の交通規制を遵守する。		○	
		・仮囲いを設置し防音対策を講じる。		○	
造成等の工事	動物保護対策	・消失するアズマヒキガエルの産卵場所の一時的な対応として、工事改変区域外に簡易仮池を設置する。	○	○	
		・繁殖環境が消失するアズマヒキガエルについて、工事期間中は簡易仮池のモニタリング調査を行い、繁殖環境を整備する。	○	○	
		・繁殖環境が消失するアズマヒキガエルについて、工事前及び期間中に対象事業実施区域及びその周辺の任意調査を行い、成体や卵塊、幼生等が確認された場合には、必要に応じて適地への移植を行う。	○	○	
		・改変区域内に生息する移動能力が低い種について、造成工事前に任意調査を行い、必要に応じて適地への移植を行う。		○	
	土地利用の制限	・改変区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、生育する樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する。		○	

表 11.1-7 (2/3) 動物に関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
造成等の工事	濁水対策	・ 降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質質量 (SS) 180mg/L以下として放流する。	○	○	
		・ 沈砂池の堆砂は、定期的に除去して、沈砂池の機能を確保する。		○	
		・ 造成範囲外の雨水等が沈砂池に流入することがないように、側溝や土嚢などを設置して、造成範囲内の雨水と分離する。		○	
		・ 工事にあたっては、沈砂池を可能な限りスケールアップすることにより、濁水のSS濃度を低下させ原市沼川への影響を低減させる。		○	
		・ 沈砂池を可能な限り大規模なものとし、予測条件で設定した降雨強度以上の場合であっても対応できるよう配慮する。		○	
		・ 特にコンクリートによる地下構造物工事施工時等で発生するアルカリ性の排水は、中和装置によりpHを5.8～8.6に調整して放流する。		○	

表 11.1-7 (3/3) 動物に関する環境の保全のための措置 (存在・供用時)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の存在	動物保護対策	・ 工事後の造成地や遊休地については、可能な限り早期の緑化を行い、動物の生息環境を創出する。		○	
	緑化整備	・ 対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、既存樹木や草地の保存、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。		○	
		・ 保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせることとする。		○	
	動物保護対策	・ 通行車両によるロードキルの危険性を考慮し、標識や通行制限速度を設けるなど、注意喚起を行う。		○	
		・ 夜間の照明による光環境の変化を小さくするため、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設ける。		○	
		・ 光源に紫外光が少ないLEDを採用し、走光性を有する昆虫類の誘引を抑制する。		○	
		・ 造成等の工事により消失する湿地環境を敷地内に創出する (表10.7.3-3及び図10.7.3-1参照)。	○	○	

1.8 植物

植物に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-8 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における植物の保全すべき種への影響は、生育地の表土、株、種子をプランター等で保全し、工事中または供用後に敷地内の緑地へ移植する。さらに、沈砂池の設置、改変区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-8 (1/2) 植物に関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
造成等の工事	濁水対策	・ 降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質質量 (SS) 180mg/L以下として放流する。	○	○	
		・ 沈砂池の堆砂は、定期的に除去して、沈砂池の機能を確保する。		○	
		・ 造成範囲外の雨水等が沈砂池に流入することがないように、側溝や土嚢などを設置して、造成範囲内の雨水と分離する。		○	
		・ 工事にあたっては、沈砂池を可能な限りスケールアップすることにより、濁水のSS濃度を低下させ原市沼川への影響を低減させる。		○	
		・ 沈砂池を可能な限り大規模なものとし、予測条件で設定した降雨強度以上の場合であっても対応できるよう配慮する。		○	
		・ コンクリートによる地下構造物工事施工時等で発生するアルカリ性の排水は、中和装置によりpHは5.8~8.6に調整して放流する。		○	
	土地利用の制限	・ 改変区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、生育する樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する。		○	
	植物保護対策	・ 保全すべき種コイヌガラスシについて、改変により生育地が消失することから、以下に示す2つの移植方法を実施する。 1. 工事着工前に移植適地の選定・移植作業の実施が可能な場合、その移植適地への種子移植を行う。 2. 移植適地が決まらないまま工事着工される場合、プランター等に本種の生育地の表土、株及び種子を播種し生長させ、移植先が決まるまで、生育を維持することが望ましい。	○	○	
		・ 供用後の湿地環境へ移植を行う種 (ウキヤガラを想定) について、造成工事前に株、種子及び表土を採取し、プランターにて生長させ、生育を維持する。		○	
		・ 工事中は照明の使用を極力減らし、照明による光環境の変化を低減するよう務める。		○	

表 11.1-8 (2/2) 植物に関する環境の保全のための措置 (存在・供用時)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の存在	早期の緑化	・ 工事後の造成地や遊休地については、可能な限り早期の緑化を行い、動物の生息環境を創出する。		○	
	緑化整備	・ 対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、既存樹木や草地の保存、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。		○	
		・ 地域遺伝子の保全のため、外国産や遠隔地の苗木や種子を使用せず、埼玉県内産の苗木や種子を用いるよう努める。		○	
		・ 保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせる。		○	
	植物保護対策	・ 本事業によって生育地が消失するコイヌガラシ等について、敷地内の緑地に移植を行うことで生育環境の代償措置を講じる。湿地環境の創出の詳細については動物の章に示す。	○	○	
		・ 夜間は照明の使用を極力減らし、照明による光環境の変化を低減するよう務める。	○	○	

1.9 生態系

生態系に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-8 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における生態系への影響は、低騒音・低振動型建設機械の使用、資材運搬等車両の速度や積載量等の交通規制の遵守、沈砂池の設置、早期緑化、改変区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-9 (1/2) 生態系に関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	動物保護対策	・使用する建設機械は低騒音型・低振動型建設機械を採用し、低騒音・低振動となる工法を検討する。		○	
		・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な工程管理に努める。		○	
		・資材運搬等車両は速度や積載量等の交通規制を遵守する。		○	
		・仮囲いを設置し防音対策を講じる。		○	
造成等の工事	土地利用の制限	・改変区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、生育する樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する。		○	
	濁水対策	・降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質質量 (SS) 180mg/L以下として放流する。	○	○	
		・沈砂池の堆砂は、定期的に除去して、沈砂池の機能を確保する。		○	
		・造成範囲外の雨水等が沈砂池に流入することがないように、側溝や土嚢などを設置して、造成範囲内の雨水と分離する。		○	
		・工事にあたっては、沈砂池を可能な限りスケールアップすることにより、濁水のSS濃度を低下させ原市沼川への影響を低減させる。		○	
		・沈砂池を可能な限り大規模なものとし、予測条件で設定した降雨強度以上の場合であっても対応できるよう配慮する。		○	
		・特にコンクリートによる地下構造物工事施工時等で発生するアルカリ性の排水は、中和装置によりpHを5.8～8.6に調整して放流する。		○	

表 11.1-9 (2/2) 生態系に関する環境の保全のための措置 (存在・供用時)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の存在	早期の緑化	・工事後の造成地や遊休地については、可能な限り早期の緑化を行い、動物の生息環境を創出する。		○	
	緑化整備	・対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、既存樹木や草地の保存、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。		○	
		・保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせることとする。	○	○	
	動物保護対策	・通行車両によるロードキルの危険性を考慮し、標識や通行制限速度を設けるなど、注意喚起を行う。		○	
		・夜間の照明による光環境の変化を小さくするため、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設ける。	○	○	
		・敷地境界にはフェンスを張り、キツネ、タヌキ等中型哺乳類が敷地内に侵入することを防ぎ、搬入車両の通行時にロードキルが発生しないようにする。		○	
		・排水溝には地上を歩行する小型哺乳類や昆虫類等が這い出し可能なスロープ構造を一定間隔で設け、キツネ、タヌキ等の餌動物の保全に努める。		○	

1.10 景観

景観に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-10 に示すとおりである。

存在・供用時における周辺環境への影響は、圧迫感を与えないようなデザイン・配置の採用、緑化の推進、植樹により建物を視認しづらくする等、周辺環境との調和に配慮した措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-10 景観に関する環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の存在	周辺環境との調和	・ 圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離す等の施設形状及び配置計画に努める。		○	
		・ 敷地全体で、工場立地法に定める緑化率20%以上を達成する。		○	
		・ 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避ける。		○	
		・ 建物の色彩及び形態については、埼玉県景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。		○	
		・ 対象事業実施区域内の緑化に当たっては、人工的雰囲気緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。		○	
		・ 敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽する。		○	
		・ 植樹の構成は、高木、中木、低木を混在させた多層構造となるよう配慮し、周辺からの建物の視認を遮蔽できるように植栽する。		○	
		・ 整備する緑地等については、適切に維持・管理を行う。		○	

1.11 人と自然とのふれあいの場

人と自然とのふれあいの場に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-11 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、車両の運行管理の徹底や車両台数の抑制、施設の適切な運転管理等の適切な措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-11 (1/2) 人と自然とのふれあいの場に関する環境の保全のための措置（工事中）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
建設機械の稼働造成等の工事	排ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械の採用	・使用する建設機械は排ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械を使用に努める。		○	
	建設機械の維持管理	・建設機械が所定の性能を発揮できるように建設機械の維持管理に努める。		○	
	アイドリングストップ	・建設機械はアイドリングストップを図るように運転手への指導を徹底する。		○	
資材運搬等の車両の走行	運行管理の徹底	・資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。		○	
	交通規則の遵守	・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、安全運転に努める。		○	
	車両台数の抑制	・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。		○	

表 11.1-11 (2/2) 人と自然とのふれあいの場に関する環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働	適切な運転管理	・施設の稼働に伴い発生する排出ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針（埼玉県）」等に規定する規制基準を遵守するとともに、自主基準値を定め公害防止基準値とする。また、供用時はモニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。	○	○	○
		・騒音の発生源である機器や排水処理設備の日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。	○	○	
ごみ収集車両等の走行	運行計画の策定	・ごみ収集車両等は、原則として、日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。	○	○	
	運行管理の徹底	・ごみ収集車両等が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。		○	
	交通規則の遵守	・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、安全運転に努める。		○	

1.12 史跡・文化財

史跡・文化財に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-12 に示すとおりである。

存在・供用時における周辺環境への影響は、埋蔵文化財包蔵地外においても慎重に施工し、万一埋蔵文化財が確認された場合は、埼玉県及び伊奈町教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-12 史跡・文化財に関する環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の存在	施工時の配慮	・埋蔵文化財が確認された場合は、埼玉県及び伊奈町教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じる。	○	○	
		・埋蔵文化財包蔵地外においても慎重に施工する。		○	

1.13 日照障害

日照障害に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-13 に示すとおりである。

存在・供用時における周辺環境への影響は、施設の高さや配置に配慮するなど、適切な措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-13 日照障害に関する環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の存在	日影による影響	・日影による周辺建物等への影響が可能な範囲で低減されるよう、建物の高さや配置等に配慮した施設計画とする。		○	
		・対象事業実施区域敷地境界近辺の植栽については、日影による周辺建物等への影響が生じないように配慮して、緑化計画（施設計画）を検討する。		○	

1.14 電波障害

電波障害に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-14 に示すとおりである。

存在・供用時における周辺環境への影響は、施設の高さを可能な限り低くなるように配慮するなど、適切な措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-14 電波障害に関する環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の存在	しゃへいによる影響	・設計段階において、建物高さを可能な限り低くなるよう配慮する。		○	
	苦情・要望対応	・周辺住民から苦情・要望があった場合は、原因究明と保全対策等、真摯に対応する。		○	

1.15 廃棄物

廃棄物に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-15 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、廃棄物の分別回収と再利用・再資源化や適切な処理・処分の徹底、廃棄物の発生抑制等の適切な措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-15 (1/2) 廃棄物に関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
造成等の工事	分別の徹底	・分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。	○	○	
		・有効利用推進のための分別回収について、現場作業員への周知徹底及び適切な指導を行う。		○	
	適正な処理、処分	・建設工事に伴い発生した廃棄物については関係法令等を遵守し、適正処理を図る。		○	
	廃棄物の発生抑制	・建設廃棄物の発生抑制を考慮した設計、工法及び材料を可能な限り選定する。		○	
		・再生資材及び再利用資材の活用に努める。		○	
		・「建設リサイクル推進計画2020」(国土交通省)の関東地方における目標で示された再生利用率以上の再資源化を目指す。	○	○	
・建設残土について対象事業実施区域内での再利用に努め、搬出量を抑制する。		○	○		

表 11.1-15 (2/2) 廃棄物に関する環境の保全のための措置 (存在・供用時)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働	廃棄物の発生抑制	・計画施設は、ごみ処理施設本来の役割や仕組み、ごみの正しい分別が学べ、3Rの推進に貢献できる施設とし、ごみ減量や資源循環促進を促す。		○	
	適正な処理、処分	・施設の維持管理や管理事務に伴い発生する廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。	○	○	
	効率的な収集・運搬体制の確保	・廃棄物発生量や集積所数の変化、多様化する市民ニーズを常に把握し、必要に応じて、適正かつ効率的な収集・運搬体制の確保を図る。		○	
	廃棄物の飛散防止	・廃棄物の搬出は、飛散防止のために覆い等を設けた適切な運搬車両を用いる。		○	

1.16 温室効果ガス

温室効果ガスに関する環境の保全のための措置は、表 11.1-16 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、建設機械及び資材運搬等車両のアイドリングストップの徹底、適正な運転管理等の適切な措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-16 (1/2) 温室効果ガスに関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	アイドリングストップ	・建設機械、資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底する。		○	
	低公害車の積極的導入	・建設機械、資材運搬等車両は、低公害車を積極的に導入するよう指導する。		○	
	交通規則の遵守	・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。		○	
	車両台数の抑制	・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。		○	
	植栽	・植栽を施すなどの緑化により、二酸化炭素の吸収量の増加に努める。		○	

表 11.1-16 (2/2) 温室効果ガスに関する環境の保全のための措置 (存在・供用時)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働	積極的な発電	・使用電力量の抑制と発電効率の維持に努めることにより、売電量の維持・増加を図る。		○	
	再生可能エネルギー設備の導入	・再生可能エネルギー設備の導入を促進し、エネルギーの地産地消を実現するための基盤の形成を図る。		○	
	省エネルギー化の促進	・不要な照明の消灯、冷暖房温度の適正な設定等を積極的に行い、場内の消費電力を低減する。		○	
	緑化	・敷地内の緑化に努める。		○	
	プラスチック資源分別収集	・プラスチックのさらなる分別・リサイクルに向けた取り組みを推進する。	○	○	
自動車等の走行	交通規則の遵守	・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。		○	
	脱炭素化の促進	・ごみ収集車両等は、電気自動車や低公害車を導入するよう指導する。		○	
	アイドリングストップ	・ごみ収集車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。		○	

第 12 章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本環境影響評価において、現況調査、予測及び評価を行った各環境要素は、「大気質」、「騒音・低周波音」、「振動」、「悪臭」、「水質」、「土壌」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「自然とのふれあいの場」、「史跡・文化財」、「日照障害」、「電波障害」、「廃棄物等」及び「温室効果ガス等」の計 16 項目である。

本事業の実施による周辺環境への影響については、事業計画段階における事前の環境配慮を行うとともに、種々の環境の保全のための措置を講ずることにより、影響は低減されると評価する。

環境要素	環境影響要因		調査	予測
大気質	工事中	建設機械の稼働（二酸化窒素）	<p>(1)大気汚染物質濃度 一般環境大気質調査は5地点で実施し、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、及びダイオキシン類のいずれの項目も環境基準を下回っていた。また、塩化水素、水銀についても目標値、指針値を下回っていた。降下ばいじん及び非メタン炭化水素（A-1のみ実施）について、降下ばいじんは参考値を下回っていたが、非メタン炭化水素は冬季と春季に指針値を上回っていた。 また、沿道環境大気質調査は3地点で実施し、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について環境基準を下回っていたが、炭化水素は冬季と春季に指針値を上回ることがあった。</p>	<p>二酸化窒素の将来予測濃度（年平均値）は、最大着地濃度出現地点において0.014ppmと予測された。また、その他4地点の予測地点における年平均値は0.008～0.009ppmと予測された。</p>
		建設機械の稼働（粉じん）	<p>(2)気象（地上気象・上層気象） 対象事業実施区域における地上気象の調査結果は、季節毎に風向をみると、夏季は南または東からの風が卓越し、その他の季節は北西からの風が卓越していた。年間の最多風向は、北西からの風が卓越していた。また、年間平均風速は1.6m/sであり、季節による大きな変化はなかった。 大気安定度A（煙突からの排出ガスによる影響が大きくなる状態）の出現率は5.4%であり、南東寄りの風の場合に多く出現していた。 上層気象調査の結果、高度1000mまでの間において形成された逆転層出現率は接地逆転が約42.4%、上空逆転が約46.4%であった。</p>	<p>造成工事等による降下ばいじんの予測結果は0.0095～5.2t/km²/月と予測された。</p>
	資材運搬等の車両の走行		<p>予測結果について、寄与濃度をみると二酸化窒素は0.00003～0.00004ppm、浮遊粒子状物質は0.00000～0.00001mg/m³、非メタン炭化水素は0.00009～0.00013ppmCと予測された。また、将来予測濃度（年平均値）は二酸化窒素0.007～0.010ppm、浮遊粒子状物質0.014～0.018mg/m³、非メタン炭化水素は0.17～0.20ppmCと予測された。</p>	

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は極力排ガス対策型（低公害型）の建設機械を使用する。 ・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。 ・建設機械が所定の性能を発揮できるように建設機械の維持管理に努める。 ・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。 ・工事の実施時は、仮囲い・敷き鉄板の設置並びに散水を実施し、粉じんの飛散を防止する。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、建設機械は極力排ガス対策型（低公害型）の建設機械を使用し、またアイドリングストップを図るように運転手への指導を徹底するなどにより大気質への負荷を低減させる。したがって、環境への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p><基準・目標等との整合の観点> 建設機械の稼働に伴う日平均予測濃度は、環境保全目標（二酸化窒素：日平均値0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下）を満足するものであることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p> <p><回避・低減の観点> 工事の実施にあたり、敷地境界には工事用仮囲い等を設置するほか、敷鉄板の設置、散水等を実施し、粉じん等の飛散防止を図る計画であることから、造成工事による粉じんの影響は低減される。したがって、環境への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p><基準・目標等との整合の観点> 降下ばいじんについての予測の結果は、0.0095～5.2t/km²/月と予測され、環境保全目標値(10t/km²/月)を下回るものであった。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両は法令等を遵守するとともに、実行可能な範囲で低燃費車等を使用する。 ・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。 ・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める。 ・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。 ・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。 ・資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、工事関係車両出入口付近にて水洗いを行う。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、資材運搬等の車両の低公害車の導入、搬入時間帯、搬入ルートの分散化、アイドリングストップ、タイヤの水洗の実施などにより大気質への負荷を低減させる。したがって、環境への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p><基準・目標等との整合の観点> 資材運搬等車両の走行に伴う予測濃度は、環境保全目標（二酸化窒素：日平均値0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：日平均値0.10mg/m³、非メタン炭化水素：午前6時から午前9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲内又はそれ以下）を満足するものであることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因	調査	予測																																																																									
大気質	施設の稼働 供用による影響	同上	<p>・年平均濃度の予測 最大着地濃度（寄与濃度）を予測項目毎にみると、 二酸化硫黄0.00004ppm、窒素酸化物0.00011ppm、浮遊粒子状物質0.000021mg/m³、ダイオキシン類0.00021pg-TEQ/m³、水銀0.00006μg/m³となっており、その出現地点は対象事業実施区域の南南東約0.64kmの地点に出現している。</p> <p>・1時間値の高濃度の予測 施設の稼働に伴う1時間値の予測濃度は下表に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="917 622 1453 1070"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>対象物質</th> <th>寄与濃度</th> <th>バックグラウンド濃度</th> <th>1時間値の予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般的な気象条件下</td> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0011</td> <td>0.004</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0028</td> <td>0.048</td> <td>0.051</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0006</td> <td>0.100</td> <td>0.101</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0011</td> <td>0.002</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">逆転層発生時</td> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0059</td> <td>0.004</td> <td>0.010</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0149</td> <td>0.048</td> <td>0.063</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0030</td> <td>0.100</td> <td>0.103</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0059</td> <td>0.002</td> <td>0.008</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ブミゲーション時</td> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0039</td> <td>0.004</td> <td>0.008</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0097</td> <td>0.048</td> <td>0.058</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0019</td> <td>0.100</td> <td>0.102</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0039</td> <td>0.002</td> <td>0.006</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ダウンウォッシュ・ダウンドラフト時</td> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0002</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0006</td> <td>0.048</td> <td>0.049</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0001</td> <td>0.100</td> <td>0.100</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0002</td> <td>0.002</td> <td>0.002</td> </tr> </tbody> </table>	条件	対象物質	寄与濃度	バックグラウンド濃度	1時間値の予測濃度	一般的な気象条件下	二酸化硫黄 (ppm)	0.0011	0.004	0.005	二酸化窒素 (ppm)	0.0028	0.048	0.051	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0006	0.100	0.101	塩化水素 (ppm)	0.0011	0.002	0.003	逆転層発生時	二酸化硫黄 (ppm)	0.0059	0.004	0.010	二酸化窒素 (ppm)	0.0149	0.048	0.063	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0030	0.100	0.103	塩化水素 (ppm)	0.0059	0.002	0.008	ブミゲーション時	二酸化硫黄 (ppm)	0.0039	0.004	0.008	二酸化窒素 (ppm)	0.0097	0.048	0.058	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0019	0.100	0.102	塩化水素 (ppm)	0.0039	0.002	0.006	ダウンウォッシュ・ダウンドラフト時	二酸化硫黄 (ppm)	0.0002	0.004	0.004	二酸化窒素 (ppm)	0.0006	0.048	0.049	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0001	0.100	0.100	塩化水素 (ppm)	0.0002	0.002	0.002
		条件	対象物質	寄与濃度	バックグラウンド濃度	1時間値の予測濃度																																																																						
一般的な気象条件下	二酸化硫黄 (ppm)	0.0011	0.004	0.005																																																																								
	二酸化窒素 (ppm)	0.0028	0.048	0.051																																																																								
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0006	0.100	0.101																																																																								
	塩化水素 (ppm)	0.0011	0.002	0.003																																																																								
逆転層発生時	二酸化硫黄 (ppm)	0.0059	0.004	0.010																																																																								
	二酸化窒素 (ppm)	0.0149	0.048	0.063																																																																								
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0030	0.100	0.103																																																																								
	塩化水素 (ppm)	0.0059	0.002	0.008																																																																								
ブミゲーション時	二酸化硫黄 (ppm)	0.0039	0.004	0.008																																																																								
	二酸化窒素 (ppm)	0.0097	0.048	0.058																																																																								
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0019	0.100	0.102																																																																								
	塩化水素 (ppm)	0.0039	0.002	0.006																																																																								
ダウンウォッシュ・ダウンドラフト時	二酸化硫黄 (ppm)	0.0002	0.004	0.004																																																																								
	二酸化窒素 (ppm)	0.0006	0.048	0.049																																																																								
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0001	0.100	0.100																																																																								
	塩化水素 (ppm)	0.0002	0.002	0.002																																																																								
(ごみ収集車両等の走行)		<p>予測結果は、寄与濃度をみると二酸化窒素は0.00002～0.00005ppm、浮遊粒子状物質は0.00000～0.00001mg/m³、非メタン炭化水素は0.00006～0.00013ppmCとなった。また、将来予測濃度（年平均値）は二酸化窒素0.008～0.010ppm、浮遊粒子状物質0.014～0.018mg/m³、非メタン炭化水素は0.15～0.20ppmCとなった。</p>																																																																										

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・施設からの排出ガスは、「大気汚染防止法」、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針（埼玉県）」等で規制されている排出基準等を踏まえた自主基準値を設定し遵守する。 ・排出ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素などの連続測定により適切な運転管理を行う。 ・燃焼室ガス温度、集じん器入口温度の連続測定装置の設置により適切な運転管理を行う。 ・排出ガス中の大気汚染物質の濃度は、定期的に測定し結果を公表する。 ・排出ガスの拡散方向を把握するため、風向・風速の継続的な観測を行う。 	<p>＜回避・低減の観点＞</p> <p>事業の実施にあたっては、計画施設からの排出ガスは、「大気汚染防止法」、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針（埼玉県）」等で規制されている排出基準等を踏まえた自主基準値を設定し遵守する。また、排出ガス中の窒素酸化物や燃焼室ガス温度などの連続測定装置を設置し適切な運転管理を行うなどの大気汚染防止対策を実施することにより大気質への負荷を低減させる。したがって、環境への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p>＜基準、目標等との整合の観点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年平均濃度の予測 予測濃度は、全ての項目で環境保全目標値（二酸化硫黄：日平均値0.04ppm以下、二酸化窒素：日平均値0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：日平均値0.10mg/m³以下、ダイオキシン類：年平均値0.6pg-TEQ/m³以下、水銀：年平均値0.04μg/m³以下）を下回るものであることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。 ・1時間値の高濃度の予測 施設の稼働に伴う1時間値の予測濃度は、各気象条件で環境保全目標値（二酸化硫黄：1時間値0.1ppm以下、二酸化窒素：1時間値0.1～0.2ppm以下、浮遊粒子状物質：1時間値0.2mg/m³以下、塩化水素：1時間値0.02ppm以下）を下回るものであることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車両等は法令等を遵守するとともに、実行可能な範囲で低燃費車等を使用する。 ・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。 ・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入時間の分散化に努める。 ・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。 ・ごみ収集車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転（アイドリング）をしないよう、運転手への指導を徹底する。 	<p>＜回避・低減の観点＞</p> <p>事業の実施にあたっては、ごみ収集車両等の低公害車の導入、搬入時間帯、搬入ルートの分散化、アイドリングストップなど、大気汚染を低減させることから、自動車等の走行による大気質への影響は低減される。したがって、環境への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p>＜基準、目標等との整合の観点＞</p> <p>二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び非メタン炭化水素の予測濃度は、環境保全目標（二酸化窒素：日平均値0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：日平均値0.10mg/m³、非メタン炭化水素：午前6時から午前9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲内又はそれ以下）を満足するものであることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因		調査	予測
騒音・低周波音	工事による影響	建設機械の稼働	<p>(1) 騒音の状況</p> <p>ア 環境騒音</p> <p>調査結果について、環境基準（昼間：55dB、夜間：45dB）と比較すると、「SV-1 対象事業実施区域の北側敷地境界」の夜間において、平日に環境基準を上回っていた。要因として、県道さいたま菖蒲線及び隣接道路の交通騒音の影響が考えられる。</p> <p>一方、騒音規制法に基づく規制基準（朝、夕：50dB、昼間：55dB、夜間：45dB）と比較すると、「SV-1 対象事業実施区域の北側敷地境界」の平日・休日の朝、夜間の時間区分において規制基準を上回っていた。県道さいたま菖蒲線及び隣接道路の交通騒音の影響が考えられる。また、「SV-4 対象事業実施区域の西側敷地境界」の平日の夜間の時間区分においても規制基準を上回っていた。県道さいたま菖蒲線の交通騒音の影響が考えられる。</p>	<p>工事中の騒音レベルについて、敷地境界では65～73dBと予測された。</p>
		資材運搬等の車両の走行	<p>イ 道路交通騒音</p> <p>調査結果より、環境基準（SV-5、SV-7：昼間70dB、夜間65dB、SV-6、SV-8：昼間65dB、夜間60dB）と比較すると、全ての調査地点で環境基準を下回っていた。</p>	<p>資材運搬等車両による騒音レベル（昼間平均）は、平日では62.5dB～69.1dB、休日では62.4dB～68.2dBと予測された。</p>
	供用による影響	施設の稼働（騒音）	<p>(2) 低周波音の状況</p> <p>調査結果より、L50、LGeq及びLG5の時間最大値については、全ての地点で平日・休日ともに参考指標値を満足していたが、1/3オクターブバンド周波数毎の測定値については、参照値を上回っているケースが見られた。</p> <p>(3) 交通量の状況</p> <p>交通量は、SV-5、SV-7で平日、休日ともに14,000台程度、SV-6で同様に5,000台程度、SV-8で同様に9,000台程度であった。各地点平日、休日間で交通量に大きな差はないが、大型車混入率は平日の方が高かった。</p>	<p>敷地境界での稼働時の騒音レベルは、朝（6～8時）48～54dB、昼間（8～19時）44～49dB、夕（19～22時）45～48dB、夜間（22～翌6時）44～48dBと予測された。</p>
		施設の稼働（低周波音）		<p>可燃物処理施設では送風機、蒸気タービン発電機、復水器等の設備が、不燃・粗大ごみ処理施設等では破碎機や選別機等の設備が設けられることとなる。しかし、現段階でこれらの機器から発生する低周波音レベルを設定し、定量的予測を行うことは困難であるため、環境保全のための措置を講じることとし、事後調査を実施するものとする。</p>
(ごみ収集車両等の走行)		<p>自動車等の走行による騒音レベル（昼間平均）は、平日では62.5dB～69.1dB、休日では62.4dB～68.1dBと予測された。</p>		

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・使用する建設機械は低騒音型建設機械を採用し、低騒音となる工法を検討する。 ・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。 ・建設機械が所定の性能を発揮できるように建設機械の維持管理に努める。 ・工事の実施時は、仮囲い等を設置し、騒音の伝播防止を図る。 ・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。 	<p><回避・低減の観点> 建設工事の実施にあたっては、低騒音型建設機械を使用し、建設機械や工事時期の集中を避ける等の騒音防止対策を実施することにより、建設機械の稼働による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 対象事業実施区域の敷地境界においては65～73dBと予測され、環境保全目標(85dB)を下回っている。 なお、予測は騒音レベルが高くなる時期を対象としたものである。建設工事の実施にあたっては、低騒音型建設機械の使用、建設機械や工事時期の集中を避けるなど環境保全措置を講じることにより、さらなる騒音レベルの低下に努める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、騒音の低減に努める。 ・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める。 ・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。 ・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。 ・資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底する。 	<p><回避・低減の観点> 建設工事の実施にあたっては、資材運搬等の車両は交通規則を遵守し、搬入時間帯の分散化などの対策を講じることから、資材運搬等車両の走行による騒音の影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 予測結果と環境保全目標(SV-5、SV-7:70dB、SV-8:65dB)を比較すると、環境保全目標を下回っている。騒音レベルの増加量は、0.4～0.7dBと小さく、現況を著しく悪化させるものではないと考える。 なお、資材運搬等の車両の走行にあたっては、資材運搬等の車両の搬入時間帯の分散化など、環境保全措置を講じることにより、騒音レベルの低下に努める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の発生源である機器等は、可能な限り屋内に設置する。 ・特に大きな騒音の発生源周辺では、壁面に吸音処理を行う。 ・騒音の発生源となる機器を敷地境界から離れた位置に設置する。 ・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。 ・周辺住民から苦情・要望があった場合は、原因究明と保全対策等、真摯に対応する。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、騒音発生機器等は可能な限り屋内に設置し、騒音の発生源周辺では、壁面に吸音処理を行うなどにより施設稼働の騒音による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 予測結果は、東側敷地境界及び南側敷地境界では環境保全目標(朝、夕:50dB、昼間:55dB、夜間:45dB)を下回っていた。一方、北側敷地境界及び西側敷地境界においては、さいたま菖蒲線や周辺道路を走行している車両走行音等の影響により、現況騒音レベルが環境保全目標を上回っている場合がみられた。しかし、寄与騒音レベルは30dB未満～42dBと小さく、現況を著しく悪化させるものではないため、周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルであると考えられる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・低周波音の発生源である機器等は、可能な限り屋内に設置する。 ・低周波音の発生を抑えるために、ダクトのサポートを通じての壁面振動を防止するなど適切な対策を講じる。 ・騒音の発生源となる機器を敷地境界から離れた位置に設置する。 ・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。 ・周辺住民から苦情・要望があった場合は、原因究明と保全対策等、真摯に対応する。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、低周波音発生機器等は可能な限り屋内に設置し、その設置位置にも配慮する。また、日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つとともに、低周波音の発生を抑えるために、ダクトのサポートを通じての壁面振動を防止するといった対策などにより施設稼働の低周波音による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 先に示した環境保全のための措置は、類似事例を参考に、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が最大限図られているものとする。また、施設の稼働時には事後調査を実施するとともに、他の可燃物処理施設における低周波音に係る苦情と対応を参照して、近隣地域住民への対応は丁寧、かつ慎重に行っていくものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、騒音の低減に努める。 ・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入時間の分散化に努める。 ・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。 ・ごみ収集車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、ごみ収集車両等は交通規則を遵守し、搬入時間帯の分散化などの対策を講じることから、自動車等の走行による騒音の影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 予測結果と環境保全目標(SV-5、SV-7:70dB、SV-6、SV-8:65dB)を比較すると、環境保全目標を下回っており、騒音レベルの増加量も0.3～1.2dBと小さく、現況を著しく悪化させるものではないと考える。 なお、ごみ収集車両等の走行にあたっては、ごみ収集車両の搬入時間帯の分散化など、環境保全措置を講じることにより、騒音レベルの低下に努める。</p>

環境要素	環境影響要因		調査	予測
振動	工事中	建設機械の稼働	<p>(1) 環境振動 全ての調査地点について規制基準（昼間：60dB、夜間：55dB）を満足していた。また、人が日常生活において振動を感じる程度（閾値）55dBを下回る結果であった。</p> <p>(2) 道路交通振動 調査結果より、振動規制法に基づく要請限度（昼間：65dB、夜間：60dB）と比較すると、全ての調査地点について、要請限度を満足していた。</p> <p>(3) 地盤卓越振動数 地盤卓越振動数が15 Hz以下であるものは軟弱地盤と評価され、調査結果より調査を実施した4地点のうち「SV-5 さいたま菖蒲線（対象事業実施区域北端）」、「SV-6 町道第15号線」の2地点は軟弱地盤に区分される。</p>	<p>建設機械の稼働による振動レベルは、敷地境界の4地点で40dB～55dBと予測された。</p>
		資材運搬等車両の走行		<p>資材運搬等車両の走行による振動レベルについて、平日の資材運搬等の車両による振動レベルは、昼間平均44dB～52dB、夜間平均36dB～45dBと予測された。 また、休日においては昼間平均41dB～50dB、夜間平均34dB～44dBと予測された。</p>
	存在・供用時	施設の稼働		<p>敷地境界での稼働時の振動レベルは、昼間（8～19時）33dB～45dB、夜間（19～翌8時）33dB～43dBと予測された。</p>
		（ごみ収集車両等の走行） 自動車等の走行		<p>自動車等の走行（ごみ収集車両等の走行）による振動レベル（昼間平均）は、平日では44dB～52dB、休日では41dB～50dBと予測された。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・使用する建設機械は低振動型建設機械を採用し、低振動となる工法を検討する。 ・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。 ・建設機械が所定の性能を発揮できるように建設機械の維持管理に努める。 ・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。 	<p><回避・低減の観点> 建設工事の実施にあたっては、低振動型建設機械を使用し、建設機械や工事時期の集中を避ける等の振動防止対策を実施することにより、建設機械の稼働による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 予測結果は、対象事業実施区域の敷地境界において40～55dBと予測され、環境保全目標(75dB)を下回っている。 なお、予測は振動レベルが高くなる時期を対象としたものである。建設工事の実施にあたっては、低振動型建設機械の使用、建設機械や工事時期の集中を避けるなど環境保全措置を講じることにより、さらなる騒音レベルの低下に努める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、振動の低減に努める。 ・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める。 ・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。 ・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。 ・資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底する。 	<p><回避・低減の観点> 建設工事の実施にあたっては、資材運搬等の車両の搬入時間帯の分散化、搬入ルートの分散化などの対策を講じることから、資材運搬等の車両の振動による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 予測結果と環境保全目標を比較すると、環境保全目標(昼間：65dB、夜間：60dB)を下回っている。振動レベルの増加量は、0～1dBと小さく、現況を著しく悪化させるものではないと考える。 なお、資材運搬等の車両の走行にあたっては、資材運搬等の車両の搬入時間帯の分散など、環境保全措置を講じることにより、振動レベルの低下に努める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・送風機等の振動を発生する機器は、防振架台、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。 ・振動の発生源である機器には防振対策を講じ、それらの機器に接続する配管・ダクト類についても可とう継手、振れ止め等により、構造振動の発生を抑制する。 ・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。 ・周辺住民から苦情・要望があった場合は、原因究明と保全対策等、真摯に対応する。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、振動発生機器等は可能な限り屋内に設置し、振動の発生源周辺では、防振架台、防振ゴムの設置等の防振対策を行うなどにより施設稼働の振動による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 予測結果は、いずれの地点においても環境保全目標(昼間：60dB、夜間：55dB)を下回っていた。また、各地点ともに人が日常生活において振動を感じる程度(閾値55dB)を下回っていることから、現況を悪化させるものではないと考える。 なお、現況振動レベル及び稼働時の振動レベルは、休日の振動レベルと大きな差はない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、振動の低減に努める。 ・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入時間の分散化に努める。 ・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。 ・ごみ収集車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、ごみ収集車両等の搬入時間帯の分散化、搬入ルートの分散化に努めることから、自動車等の走行による振動の影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 予測結果と環境保全目標を比較すると、環境保全目標(65dB)を下回っており、振動レベルの増加も0～3dBと小さく、人が日常生活において振動を感じる程度(閾値55dB)を下回っていることから、現況を悪化させるものではないと考える。 なお、ごみ収集車両等の走行にあたっては、ごみ収集車両の搬入時間帯の分散化など、環境保全措置を講じることにより、振動レベルの低下に努める。</p>

環境要素	環境影響要因	調査	予測
悪臭	存在・供用時 休炉時の脱臭設備排出口からの排出ガス (煙突排出ガス、 施設の稼働)	<p>対象事業実施区域敷地境界（風上、風下）及びその周辺4地点で調査を実施したが、特定悪臭物質22物質すべての項目が定量下限値未満であり、臭気指数についても10未満であった。なお、試料採取時に特徴的な臭気は認められなかった。</p>	<p>煙突排出ガスについて、最大着地臭気濃度は風下550m付近に出現し、臭気指数は10未満（臭気濃度は10未満）となった。</p> <p>休炉時の脱臭装置出口からの排出ガスについて、最大着地臭気濃度は風下180m付近に出現し、臭気指数は10未満（臭気濃度は10未満）となった。</p> <p>なお、臭気指数10は臭気強度2.5に相当し、臭気強度と特定悪臭物質濃度の関係から、上尾市で適用される悪臭防止法の「敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準」についても下回るものと考えられる。</p>
	(臭気の漏洩の影響) 施設の稼働		<p>計画施設のプラットフォーム出入り口にはエアカーテンを設置して、臭気の漏洩を防止する。</p> <p>ごみピットは、外部との開口部分を必要最小限とするため投入扉を設置して悪臭の漏洩を防止し、また、ごみピットから発生する臭気については、燃焼空気としてピット内から吸引することにより、ピット内を負圧に保ち臭気が外部に漏れることを防止する。吸引した臭気については、炉内のごみの燃焼とともに酸化分解する。また、休炉時には脱臭装置により臭気を処理する。</p> <p>以上のことから、施設から漏洩する臭気による環境への影響は小さいものと予測される。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・ピット室内の臭気を含む空気は燃焼用空気として焼却炉の中へ送り込み、ごみの燃焼とともに酸化分解する。 ・可燃物処理施設の休炉時には、ピット内の臭気が外部に拡散しないように、負圧に保つとともに脱臭装置を設置する。 ・プラットホーム出入口扉及びエアカーテンを設置して、臭気の漏洩を防止する。 ・可燃物処理施設では、ピット内を負圧に保ち、臭気が外部に漏れることを防止する。 ・不燃・粗大ごみ処理施設では、集じん後の排気は、全量脱臭装置を通し脱臭後建屋外へ排気する。 ・設備の日常点検や定期点検を実施し、機能維持を図る。 	<p><回避・低減の観点> 計画施設では、煙突排出ガスは炉内のごみの燃焼とともに酸化分解し、無臭化する計画であることから、悪臭の影響は低減される。また、休炉時には脱臭装置により臭気を処理する。設備は日常点検等の実施により装置の作動を良好な状態に保つ計画であり、悪臭の影響は低減される。したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 煙突排出ガスについて、予測結果は、拡散効果の低い気象条件であっても臭気の最大着地濃度は煙突より風下550mで臭気指数は10未満と予測され、環境保全目標(臭気指数18、敷地境界線における臭気指数に係る規制基準)を下回った。 また、休炉時の脱臭設備排出口からの排出ガスについて、予測結果は、拡散効果の低い気象条件であっても臭気の最大着地濃度は脱臭装置出口より風下180mで臭気指数は10未満と予測され、環境保全目標(臭気指数18、敷地境界線における臭気指数に係る規制基準)を下回った。 以上より、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p> <p><回避・低減の観点> 予測結果に示したように、悪臭の漏洩防止対策の実施、徹底を図る計画であることから、悪臭の影響は低減される。したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 計画施設からの悪臭漏洩を防止するため、プラットホーム出入口へのエアカーテンの設置、ごみピットへの投入扉の設置、ピットから発生する臭気の燃焼、分解処理などの環境保全措置を実施することから、環境保全目標(臭気指数18、敷地境界線における臭気指数に係る規制基準)を下回るものと予測されることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因	調査	予測
水質	<p>造成等の工事</p> <p>工事中</p>	<p>公用水域の水質、水象の状況</p> <p>(1) 平常時 原市沼川には環境基準の種類の指定はないが、下流で合流する綾瀬川の種類の指定を参考として環境基準（C 類型）と比較すると、W-1（対象事業実施区域の上流）において、溶存酸素量（D0）が夏季及び秋季に基準（5mg/L以上）を下回っていた。W-2（対象事業実施区域の下流）ではすべての項目で基準を満たしていた。 また、流量はW-1で0.013～0.041m³/s、W-2で0.015～0.047m³/sであった。</p> <p>(2) 降雨時 降雨時の調査については、降り始めの濁りの状況と流量のピークの濁りの状況に留意し、第1回、第2回ともに2回採水を行った。 W-1では浮遊物質量（SS）は10～340mg/L、流量は0.111～0.285m³/s、W-2では浮遊物質量（SS）は15～230mg/L、流量は0.156～0.399m³/sであった。 なお、試料採取前24時間降雨量の最高は105.0mm（さいたま観測所）であった。</p> <p>(3) 土砂の性状（沈降特性） 沈降試験を、事業予定地のボーリングコアサンプルを用いて実施した。濁水の浮遊物質量の初期濃度を2,000mg/Lとしたところ、3分経過後に168mg/Lまで濁水の浮遊物質量が低下し、工事中に排水する想定水質である180mg/Lを下回った。</p> <p>(4) 河川等の形状、底質の堆積状況等 W-1より上流付近は、コンクリート3面張りの水路となっており、河幅（水面幅）は2.0m程度である。また、W-1から下流の対象事業実施区域に接する範囲（W-2を含む）では自然河岸となっており、河幅（水面幅）は1.0m～5.0m程度にまで変化している。流れは全体的にゆるやかであり、河幅（水面幅）の広い範囲ではほとんど滞留している状況に近かった。底質は主にシルト質粘土が堆積している。</p>	<p>(1) 浮遊物質量（SS） 降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質量濃度（SS濃度）180mg/L以下として放流する。 予測結果は、調査時の最大降雨量（29.5mm/h）の条件であるケースAにおいて、SS濃度208mg/Lと予測され、現況を下回る結果となった。また、日常的な降雨（3mm/h）を想定したケースBにおいて、SS濃度24mg/Lと予測された。</p> <p>(2) 水素イオン濃度（pH） 水素イオン濃度（pH）について、地下構造物工事施工時等のコンクリートにより発生するアルカリ性の濁水は、中和装置により pH5.8～8.6に調整して放流することから、原市沼川合流先及び下流への影響は小さいと予測される。</p>
土壌	<p>存在・供用時</p> <p>施設の稼働（排出ガス）</p>	<p>水象の状況について、対象事業実施区域外の水路において湧水が確認された。また、原市沼川沿いでは湧水の滲出が確認された。なお、「上尾伊奈ごみ広域処理施設建設に伴う地質調査業務（令和5年12月）」によれば、対象事業実施区域内の地下水位はGL-0.35～-2.97m程度となっている。 土壌中のダイオキシン類濃度について、対象事業実施区域及びその周辺地域の5地点で調査を実施した結果、すべての地点で環境基準（1,000pg-TEQ/g）を満足していた。</p>	<p>対象事業実施区域周辺における大気質調査結果（バックグラウンド濃度）について、ダイオキシン類は環境基準に比べて低い値であった。計画施設では、排出ガス中の大気汚染物質濃度を定期的に測定し、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類特別措置法」等で規制されている排出基準を踏まえた自主管理値を遵守する。 また、施設の稼働に伴う排出ガスによる大気質のダイオキシン類の寄与濃度は十分に低い（最大着地濃度地点：0.00021 pg-TEQ/m³）。よって、現況の土壌環境を著しく悪化させるものではないものと予測された。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質量 (SS) 180mg/L以下として放流する。 ・ 沈砂池の堆砂は、定期的に除去して、沈砂池の機能を確保する。 ・ 造成範囲外の雨水等が沈砂池に流入することがないように、側溝や土嚢などを設置して、造成範囲内の雨水と分離する。 ・ 工事中の降雨時において、裸地から発生する濁水については、沈砂池出口で定期的な事後調査を実施する。なお、発生する濁水が著しく濁っている場合については、濁水処理プラントの設置を検討する。 ・ 沈砂池への負荷を低減するため、造成範囲を区画割りし、区画ごとに仮沈砂池を設けることにより濁水の前処理の工程を設定し、濁水の発生・流出を防止する。 ・ 工事にあたっては、沈砂池を可能な限りスケールアップすることにより、濁水のSS濃度を低下させ公共用水域への影響を低減させる。 ・ 沈砂池を可能な限り大規模なものとし、予測条件で設定した降雨強度以上の場合であっても対応できるよう配慮する。 ・ 特にコンクリートによる地下構造物工事施工時等で発生するアルカリ性の排水は、中和装置によりpHは5.8～8.6に調整して放流する。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、降雨時に発生する濁水は沈砂池等で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流することにより濁水の発生を抑制し、浮遊物質量 (SS) 180mg/L以下として放流する。また、地下構造物工事施工時等のコンクリートにより発生するアルカリ性の濁水は、中和装置によりpH5.8～8.6に調整して放流することにより、濁水による影響は低減される。 したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 降雨時に発生する濁水は沈砂池等で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質量 (SS) 180mg/L以下として放流する。予測結果は現況から著しい上昇はみられず、さらに沈砂池等を可能な限りスケールアップさせるなど環境保全措置を講じることから原市沼川への影響は低減される。また、コンクリートにより発生するアルカリ性の濁水は、中和装置によりpH5.8～8.6に調整して放流する。 したがって、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設からの排出ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類特別措置法」等で規制されている排出基準等を踏まえた自主基準値を設定し遵守する。 ・ 燃焼室ガス温度、集じん器入口温度の連続測定装置の設置により適切な運転管理を行う。 ・ 排出ガス中の大気汚染物質の濃度は、定期的に測定し結果を公表する。 	<p><回避又は低減の観点> 事業の実施にあたって、計画施設からの排出ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類特別措置法」等で規制されている排出基準を踏まえた計画施設の自主基準値を設定し遵守する。自主基準値は法令等により定められた規制基準値を下回る数値を設定しており、環境影響の低減に努めるものであることから、施設の稼働による土壌への影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> ダイオキシン類を対象とした土壌への年間蓄積量は0.081pg-TEQ/gであり、仮に施設が30年間稼働した場合、その蓄積量は2.43pg-TEQ/gであると試算される。また、調査を実施した周辺地域の地点の土壌に蓄積された場合においても、3.0～11 pg-TEQ/gと試算され、ダイオキシン類に係る土壌の環境基準(1,000pg-TEQ/g)に比べ十分小さいものであった。 また、大気質による環境への負荷の一層の低減に向けて、先に示した措置を講じるなど、土壌への影響の低減に努める計画であることから、環境保全目標は達成されるものと考えられる。</p>

環境要素	環境影響要因	調査	予測
動物	建設機械の稼働、 資材運搬等の車両の走行	<p>(1) 動物相</p> <p>哺乳類 : 5目 9科 10種 鳥類 : 13目 32科 59種 爬虫類 : 2目 4科 4種 両生類 : 1目 4科 4種 昆虫類 : 12目 152科 577種 魚類 : 5目 6科 11種 底生動物 : 17目 30科 42種 猛禽類 : 2目 2科 7種</p> <p>(2) 保全すべき種</p> <p>哺乳類: 確認されなかった。 鳥類(16種): コサギ、クイナ、ヒクイナ、カッコウ、ヤマシギ、タシギ、カワセミ、アオグサ、サンショウクイ、オオヨシキリ、トラツグミ、アカハラ、ルリビタキ、ベニマシコ、ホオジロ、アオジ 爬虫類(3種): ニホンスッポン、ニホンカナヘビ、シマヘビ 両生類(1種): アズミヒキガエル 昆虫類(7種): アオヤンマ、チビハサミムシ、エノキカイガラキジラミ、イネカメムシ、アサマイチモンジ、モンズズメバチ、サッポロジガバチモドキ 魚類(1種): ドジョウ 底生動物: 確認されなかった。 猛禽類(7種): ツミ、ハイタカ、オオタカ、サンバ、ノスリ、チョウゲンボウ、ハヤブサ</p>	<p>(1) 保全すべき種の生息地の改変の程度</p> <p>①直接的影響: 生息環境の消失 (工事中: 造成等の工事、存在・供用時: 施設の存在)</p> <p>改変される生息環境は、対象事業実施区域内の畑、果樹園、乾性草地が大部分を占める。このような環境では、定期的な草刈り等による人為的な改変を大きく受けており、生育する植物の自然度は低くなる。よって、保全すべき種の生息環境への影響は小さいと予測される。しかし、自然度から見ると良好な環境では無くても、乾性草地や隣接する樹林の林縁部を生息地またはその一部として利用する保全すべき種にとっては生息環境の減少や質の低下が生じるため、影響は少なからず生じると予測される。</p> <p>施設の存在時には、対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせることとする。また、敷地内に湿地環境を創出することにより、造成等の工事により消失する生息環境を代償できると考えられ、影響は小さいと考えられる。</p>
	造成等の工事		<p>②間接的影響: 移動経路の分断、騒音・振動、水質の変化、光環境の変化 (工事中: 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、存在・供用時: 施設の存在)</p> <p>工事中は建設機械の稼働や資材運搬等車両の走行等による移動経路の分断、騒音・振動の発生、夜間の照明による光環境の変化により、対象事業実施区域及びその周辺に生息する保全すべき種の生息環境や繁殖に影響すると予測される。しかし、資材運搬等車両の速度や積載量等の交通規則の遵守や工事時間の遵守、建設機械の集中稼働を避ける等の環境保全措置を講じることにより低減され、保全すべき種及び生息地への影響は無いまたは小さくなると予測される。</p> <p>造成等の工事に伴い発生する濁水は、沈砂池等で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流することにより濁水の発生を抑制し、浮遊物質量(SS)180mg/L以下として原市沼川に放流する。また、コンクリートにより発生するアルカリ性の濁水は、中和装置によりpH5.8~8.6に調整して放流する。水質の予測結果によれば、河川水質に大きく影響は及ぼさないと予測された。したがって、水系に生息する保全すべき種の生息環境の変化の程度は小さいと予測される。</p> <p>施設の存在により夜間の照明による光環境の変化が考えられるが、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設けるため、夜間の照明による光環境の変化は少なく、動物の生息環境に影響を及ぼすことはない、または影響はほとんど無いと考えられる。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・使用する建設機械は低騒音型・低振動型建設機械を採用し、低騒音・低振動となる工法を検討する。 ・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な工程管理に努める。 ・資材運搬等車両は速度や積載量等の交通規制を遵守する。 ・仮囲いを設置し防音対策を講じる。 	<p><回避・低減の観点> 工事中の建設機械の稼働や資材運搬等車両の走行等による移動経路の分断、騒音・振動の発生により、対象事業実施区域及びその周辺に生息する保全すべき種の生息環境や繁殖に影響が生じると予測された。しかし、低騒音・低振動型建設機械の使用、資材運搬等車両の速度や積載量等の交通規制の遵守等の環境保全措置を実施することにより、動物への影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 工事中の建設機械の稼働や資材運搬等車両の走行等による移動経路の分断、騒音・振動の発生により、対象事業実施区域及びその周辺に生息する保全すべき種の生息環境や繁殖に影響が生じると予測された。しかし、低騒音・低振動型建設機械の使用、資材運搬等車両の速度や積載量等の交通規制の遵守等の環境保全措置を実施することにより、動物への影響は低減される。よって、環境に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・消失するアズマヒキガエルの産卵場所の一時的な対応として、工事変更区域外に簡易仮池を設置する。 ・繁殖環境が消失するアズマヒキガエルについて、工事期間中は簡易仮池のモニタリング調査を行い、繁殖環境を整備する。 ・繁殖環境が消失するアズマヒキガエルについて、工事前及び期間中に対象事業実施区域及びその周辺の任意調査を行い、成体や卵塊、幼生等が確認された場合には、必要に応じて適地への移植を行う。 ・変更区域内に生息する移動能力が低い種について、造成工事前に任意調査を行い、必要に応じて適地への移植を行う。 ・変更区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、生育する樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する。 ・降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質（SS）180mg/L以下として放流する。 ・沈砂池の堆砂は、定期的に除去して、沈砂池の機能を確保する。 ・造成範囲外の雨水等が沈砂池に流入することがないように、側溝や土嚢などを設置して、造成範囲内の雨水と分離する。 ・工事にあたっては、沈砂池を可能な限りスケールアップすることにより、濁水のSS濃度を低下させ原市沼川への影響を低減させる。 ・沈砂池を可能な限り大規模なものとし、予測条件で設定した降雨強度以上の場合であっても対応できるよう配慮する。 ・特にコンクリートによる地下構造物工事施工時等で発生するアルカリ性の排水は、中和装置によりpHを5.8～8.6に調整して放流する。 	<p><回避・低減の観点> 造成等の工事に伴う、土地の改変や濁水の発生により、繁殖環境や餌場環境、生息環境の減少等の影響を受ける可能性のある種が確認された。しかし、環境保全措置として簡易仮池の一時的な設置及びモニタリング調査の実施や早期緑化、沈砂池の設置、変更区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する等の実施により、動物への影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 造成等の工事に伴う、土地の改変や濁水の発生により、繁殖環境や餌場環境、生息環境の減少等の影響を受ける可能性のある種が確認された。しかし、環境保全措置として簡易仮池の一時的な設置及びモニタリング調査の実施や早期緑化、沈砂池の設置、変更区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する等の実施により、動物への影響は低減される。よって、環境に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因		調査	予測
動物	存在・供用時	施設の存在	同上	<p>(2)保全すべき種への影響</p> <p>①直接的影響：生息環境の消失 (工事中：造成等の工事、存在・供用時：施設の存在)</p> <p>アズマヒキガエルについて、土地の改変により繁殖環境の減少が生じるため、影響は中程度と予測された。</p> <p>その他の保全すべき種への影響は小さい、またはほとんど無いと予された。</p> <p>オオタカについては、生態系の項を参照。</p> <p>②間接的影響：移動経路の分断、騒音・振動、水質の変化、光環境の変化 (工事中：建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、存在・供用時：施設の存在)</p> <p>すべての保全すべき種への影響は小さい、またはほとんど無いと予測された。</p> <p>オオタカについては、生態系の項を参照。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事後の造成地や遊休地については、可能な限り早期の緑化を行い、動物の生息環境を創出する。 ・ 対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。 ・ 保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせることとする。 ・ 通行車両によるロードキルの危険性を考慮し、標識や通行制限速度を設けるなど、注意喚起を行う。 ・ 夜間の照明による光環境の変化を小さくするため、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設ける。 ・ 光源に紫外光が少ないLEDを採用し、走光性を有する昆虫類の誘引を抑制する。 ・ 造成等の工事により消失する湿地環境を敷地内に創出する。 	<p><回避・低減の観点></p> <p>施設の存在に伴う繁殖環境や餌場環境、生息環境の減少等により影響を受ける可能性のある種や、夜間の照明による光環境の変化等により、対象事業実施区域及びその周辺に生息する保全すべき種の生息環境に影響が生じると予測された。しかし、湿地環境の創出や施設の光源にLEDを採用する等の環境保全措置を実施することにより、動物への影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点></p> <p>施設の存在に伴う繁殖環境や餌場環境、生息環境の減少等により影響を受ける可能性のある種や、夜間の照明による光環境の変化等により、対象事業実施区域及びその周辺に生息する保全すべき種の生息環境に影響が生じると予測された。しかし、湿地環境の創出や施設の光源にLEDを採用する等の環境保全措置を実施する。よって、環境に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因	調査	予測
植物	工事中	<p>(1) 植物相 シダ植物：7科 14種 裸子植物：4科 5種 被子植物：94科357種</p> <p>(3) 植生の状況 ・現存植生 対象事業実施区域及びその周辺は畑と果樹園が多く見られ、特に南側で畑、東側で果樹園が多く分布していた。畑や果樹園の周辺にはクズ群落、オオブタクサ群落、コセンダングサ群落等の乾性草地や先駆性二次林が多く分布していた。これらはいずれも農地としての利用頻度が低下したことに伴う遷移によって生じた群落であり、畑の種類や利用されていない年数により構成種が変化しているものと考えられる。 原市沼川周辺では、自然植生であるジャヤナギ-アカメヤナギ群集、ヨシ群落、オギ群集が分布していた。調査範囲の東側に位置する伊奈町保存樹林周辺ではモウソウチク林とコナラ群落、シラカシ群集がまとまって分布しており、モウソウチク林周辺の群落にはモウソウチクが侵入している様子が見られた。また、この地域の自然植生の一つであるシラカシ群集は、屋敷林として対象事業実施区域周辺の住宅や墓地の近くに小面積ながら点在していた。</p> <p>・群落構造 群落組成調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺では群落が22地点確認され、樹林部が9地点、草地が13地点であった。群落組成調査の結果及び既存資料を参考に植生の区分を行った。その結果、調査地全体で19植生単位に区分された（畑や開放水面等を除く）。</p> <p>・潜在自然植生 既存資料調査より、対象事業実施区域及びその周辺の平地では主にシラカシ群集が分布し、谷部や低地ではオニスゲ-ハンノキ群集が分布している。調査範囲内では原市沼川周辺でジャヤナギ-アカメヤナギ群集が確認されているが、ハンノキが優占する群落は確認されていない。そのため、オニスゲ-ハンノキ群集が調査範囲内の原市沼川沿いや低地においても成立するか現時点では不明であるため、ジャヤナギ-アカメヤナギ群集及びオニスゲ-ハンノキ群集を含めて潜在自然植生図を作成した。</p>	<p>(1) 保全すべき種及び群落の生育地の改変の程度 ①直接的影響：生育環境の消失 （工事中：造成等の工事、存在・供用時：施設の存在） 改変される生育環境は、対象事業実施区域内の畑地、果樹園、乾性草地が大部分を占める。このような環境では、定期的な草刈り等による人為的な改変を大きく受けており、生育する植物の自然度は低くなる。しかし、保全すべき種であるコイヌガラシが改変区域内において確認されており、影響は大きいと予測されるため、環境保全措置を講じる必要がある。 施設の存在時には、対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせることとする。また、保全すべき種であるコイヌガラシについては、敷地内に生育環境を創出・管理を行うことにより、造成等の工事により消失する生育環境を代償できると考えられ、影響は小さいと考えられる。</p> <p>②間接的影響：水質の変化、光環境の変化 （工事中：造成等の工事、存在・供用時：施設の存在） 造成等の工事に伴い発生する濁水は、沈砂池等で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流することにより濁水の発生を抑制し、浮遊物質（SS）180mg/L以下として原市沼川に放流する。また、コンクリートにより発生するアルカリ性の濁水は、中和装置によりpH5.8～8.6に調整して放流する。水質の予測結果によれば、河川水質に大きく影響は及ぼさないと予測された。したがって、水系に生育する保全すべき種及び群落の生育環境の変化の程度は小さいと予測される。 また、工事中は照明の使用を極力減らすことから、光環境の変化による植物の生育状況への影響はほとんど無いと予測される。 施設の存在時には夜間の照明による光環境の変化により、対象事業実施区域及びその周辺に生育する保全すべき種の生育状況に変化が生じる可能性がある。しかし、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設けることから、植物の生育状況への影響はほとんど無いと予測される。</p>
	存在・供用時	<p>(3) 保全すべき種及び群落 保全すべき種（9種）：コウホネ、ウリカワ、エビモ、シュンラン、ヤマトミクリ、ウスゲチョウジダ、コイヌガラシ、アブノメ、カワヂシャ 保全すべき群落（1群落）：ヤマトミクリ群落</p>	<p>(2) 保全すべき種及び群落への影響 コイヌガラシについて、土地の改変により生育環境が消失するため影響は大きいと予測された。 その他の保全すべき種及び群落への影響は小さい、またはほとんど無いと予測された。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<p>・降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質量 (SS) 180mg/L以下として放流する。</p> <p>・沈砂池の堆砂は、定期的に除去して、沈砂池の機能を確保する。</p> <p>・造成範囲外の雨水等が沈砂池に流入することがないように、側溝や土嚢などを設置して、造成範囲内の雨水と分離する。</p> <p>・工事にあたっては、沈砂池を可能な限りスケールアップすることにより、濁水のSS濃度を低下させ原市沼川への影響を低減させる。</p> <p>・沈砂池を可能な限り大規模なものとし、予測条件で設定した降雨強度以上の場合であっても対応できるよう配慮する。</p> <p>・コンクリートによる地下構造物工事施工時等で発生するアルカリ性の排水は、中和装置によりpHは5.8～8.6に調整して放流する。</p> <p>・変更区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、生育する樹木の伐採等の環境変化を行わないよう、現場作業員に徹底する。</p> <p>・保全すべき種コイヌガラシについて、変更により生育地が消失することから、以下に示す2つの移植方法を実施する。 1. 工事着工前に移植適地の選定・移植作業の実施が可能な場合、その移植適地への種子移植を行う。 2. 移植適地が決まらないまま工事着工される場合、プランター等に本種の生育地の表土、株及び種子を播種し生長させ、移植先が決まるまで、生育を維持することが望ましい。</p> <p>・供用後の湿地環境へ移植を行う種（ウキヤガラを想定）について、造成工事前に株、種子及び表土を採取し、プランターにて生長させ、生育を維持する。</p> <p>・工事中は照明の使用を極力減らし、照明による光環境の変化を低減するよう務める。</p>	<p><回避・低減の観点> 造成等の工事に伴う、土地の変更や濁水の発生により、生育環境や生育状況に影響が生じる種及び影響が生じる可能性のある種が確認された。しかし、環境保全措置として生育地の表土、株、種子をプランター等で保全し、変更区域外の範囲への移植、または供用後に敷地内の緑地への移植を行う。さらに、沈砂池の設置、変更区域外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、生育する樹木の伐採等の環境変化を行わないように現場作業員に徹底する等の実施により、植物への影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 造成等の工事に伴う、土地の変更や濁水の発生により、生育環境や生育状況に影響が生じる種及び影響が生じる可能性のある種が確認された。しかし、環境保全措置として生育地の表土、株、種子をプランター等で保全し、変更区域外の範囲への移植、または供用後に敷地内の緑地への移植を行う。さらに、沈砂池の設置、変更区域外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、生育する樹木の伐採等の環境変化を行わないように現場作業員に徹底する等の環境保全措置を実施する。よって、環境に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<p>・工事後の造成地や遊休地については、可能な限り早期の緑化を行い、動物の生息環境を創出する。</p> <p>・対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。</p> <p>・地域遺伝子の保全のため、外国産や遠隔地の苗木や種子を使用せず、埼玉県内産の苗木や種子を用いるよう努める。</p> <p>・保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせる。</p> <p>・本事業によって生育地が消失するコイヌガラシ等について、敷地内の緑地に移植を行うことで生育環境の代償措置を講じる。湿地環境の創出の詳細については動物の章に示す。</p> <p>・夜間は照明の使用を極力減らし、照明による光環境の変化を低減するよう務める。</p>	<p><回避・低減の観点> 夜間の照明による光環境の変化等により、対象事業実施区域及びその周辺に生息する保全すべき種の生息環境に影響が生じると予測された。しかし、施設の照明の使用を極力減らす等の環境保全措置を実施することにより、動物への影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 夜間の照明による光環境の変化等により、対象事業実施区域及びその周辺に生息する保全すべき種の生息環境に影響が生じると予測された。しかし、施設の照明の使用を極力減らす等の環境保全措置を実施することにより、動物への影響は低減される。よって、環境に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因		調査	予測
生態系	工事中	資材運搬等の車両の稼働、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	<p>(1) 地域を特徴づける生態系 調査の結果、調査範囲内の環境は「台地－植林」「台地－常緑広葉樹林」「台地－落葉広葉樹林」「台地・平野－乾性草地」「耕作地」「人工地」「平野－落葉広葉樹林」「平野－湿性草地」「河原・河川」の9の類型に区分された。 生物群集としての生息・生育環境は、樹林、耕作地、乾性草地、湿性草地、河原・河川に分けられる。このうち、樹林の「台地－植林」「台地－常緑広葉樹林」「台地－落葉広葉樹林」には連続性が見られ、一つの樹林帯を形成している。したがって、哺乳類や鳥類等では各環境を共通して利用している種が多く見られた。一方、対象事業実施区域内の大部分を占める耕作地は、周辺の乾性草地や湿性草地等と連続性をもつことから、人為的な変化が大きい環境でも生息・生育できる生物群集に加え、草地性の生物群集も見られ、樹林の生物群集とは構成が大きく異なっていた。</p>	<p>(1) 保全すべき種の生息地の改変の程度 ①直接的影響：生息環境の消失 (工事中：造成等の工事、存在・供用時：施設の存在) 改変される生息・生育環境は、対象事業実施区域内の畑、果樹園、乾性草地が大部分を占める。このような環境では、定期的な草刈り等による人為的な改変を大きく受けており、生育する植物の自然度は低くなる。よって、地域を特徴づける生態系への影響は小さいと予測される。しかし、自然度から見ると良好な環境では無くても、乾性草地や隣接する樹林の林縁部を生息地や餌場、またはそれらの一部として利用する種にとっては生息環境及び餌場環境の減少や質の低下が生じるため、生態系への影響は少なからず生じると予測される。 施設の存在時には、対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせることから、生態系への影響は小さいと考えられる。</p>
		造成等の工事	<p>(2) 着目種と関係種との関係 ①着目種 上記の記載内容等を参考に下記に示す4種1群集1群落を選定した。 上位性：キツネ、オオタカ 典型性：タヌキ、キジ、チョウ群集 特殊性：ヤマトミクリ群落 ②着目種と関係種との関係 主に陸生の植物群落を生態系の基盤（生産者）とし、次にカメムシ類やチョウ類（典型性着目種）、バッタ類等の多様な昆虫類やアズマヒキガエル、ハト類等の雑食性鳥類、シマヘビ、タヌキ等の雑食性哺乳類等の消費者、最後にキツネ（上位性着目種）等の肉食性哺乳類やオオタカ（上位性着目種）、ノスリ、チョウゲンボウ等の猛禽類を頂点（高次消費者）とする構造となる。 原市沼川や水路等の水域では、水域の植物を生産者、ユスリカ類等の草食性昆虫類やトンボ類等の肉食性昆虫類、コイ類、カダヤシなどが消費者、ナマズなどの肉食性魚類が高次消費者となる。したがって、対象事業実施区域及びその周辺は陸域と水域、樹林と耕作地や草地等の環境が混在することにより、当地の生態系を形成しているといえる。</p>	<p>②間接的影響：移動経路の分断、騒音・振動、水質の変化、光環境の変化 (工事中：建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、存在・供用時：施設の存在) 工事中は建設機械の稼働や資材運搬等車両の走行等による移動経路の分断、騒音・振動の発生、夜間の照明による光環境の変化により、対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する種の生息環境や繁殖、生育状況に影響が生じると予測される。しかし、資材運搬等車両の速度や積載量等の交通規則の遵守や工事時間の遵守、建設機械の集中稼働を避ける等の環境保全措置を講じることにより低減され、生態系への影響は無いまたは小さくなると予測される。 造成等の工事に伴い発生する濁水は、沈砂池等で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流することにより濁水の発生を抑制し、浮遊物質量（SS）180mg/L以下より発生するアルカリ性の濁水は、中和装置によりpH5.8～8.6に調整して放流する。水質の予測結果によれば、河川水質に大きく影響は及ぼさないと予測された。したがって、水系の生態系への影響は小さいと予測される。 施設の存在により夜間の照明による光環境の変化が考えられるが、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設けるため、夜間の照明による光環境の変化は少ない。よって、生態系への影響はほとんど無いと考えられる。</p>
	存在・供用時	施設の存在		<p>(2) 着目種への影響 ①直接的影響：生息環境の消失 (工事中：造成等の工事、存在・供用時：施設の存在) すべての着目種への影響は小さい、またはほとんど無いと予測された。 ②間接的影響：移動経路の分断、騒音・振動、水質の変化、光環境の変化 (工事中：建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、存在・供用時：施設の存在) すべての着目種への影響は小さい、またはほとんど無いと予測された。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・使用する建設機械は低騒音型・低振動型建設機械を採用し、低騒音・低振動となる工法を検討する。 ・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な工程管理に努める。 ・資材運搬等車両は速度や積載量等の交通規制を遵守する。 ・緑化後の造成地については、植栽木の枝葉の剪定や下草刈り等の適切な維持管理を実施することにより、植物の生育環境の維持に配慮する。 ・仮囲いを設置し防音対策を講じる。 	<p>＜回避・低減の観点＞</p> <p>工事中の建設機械の稼働や資材運搬等車両の走行等による移動経路の分断、騒音・振動の発生により、対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する種の生息・生育環境や繁殖に影響が生じると予測された。しかし、低騒音・低振動型建設機械の使用、資材運搬等車両の速度や積載量等の交通規制の遵守等の環境保全措置を実施することにより、生態系への影響は低減される。</p> <p>＜基準、目標等との整合の観点＞</p> <p>工事中の建設機械の稼働や資材運搬等車両の走行等による移動経路の分断、騒音・振動の発生により、対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する種の生息・生育環境や繁殖に影響が生じると予測された。しかし、低騒音・低振動型建設機械の使用、資材運搬等車両の速度や積載量等の交通規制の遵守等の環境保全措置を実施することにより、生態系への影響は低減される。よって、環境に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・変更区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、生育する樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する。 ・降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質量(SS)180mg/L以下として放流する。 ・沈砂池の堆砂は、定期的に除去して、沈砂池の機能を確保する。 ・造成範囲外の雨水等が沈砂池に流入することがないよう、側溝や土嚢などを設置して、造成範囲内の雨水と分離する。 ・工事にあたっては、沈砂池を可能な限りスケールアップすることにより、濁水のSS濃度を低下させ原市沼川への影響を低減させる。 ・沈砂池を可能な限り大規模なものとし、予測条件で設定した降雨強度以上の場合であっても対応できるよう配慮する。 ・特にコンクリートによる地下構造物工事施工時等で発生するアルカリ性の排水は、中和装置によりpHを5.8～8.6に調整して放流する。 	<p>＜回避・低減の観点＞</p> <p>造成等の工事に伴う、土地の改変や濁水の発生により、餌場環境や生息・生育環境の減少等の影響を受ける可能性のある種及び群落が確認された。しかし、環境保全措置として早期緑化や沈砂池の設置、変更区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する等の実施により、生態系への影響は低減される。</p> <p>＜基準、目標等との整合の観点＞</p> <p>造成等の工事に伴う、土地の改変や濁水の発生により、餌場環境や生息・生育環境の減少等の影響を受ける可能性のある種及び群落が確認された。しかし、環境保全措置として早期緑化や沈砂池の設置、変更区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する等の実施により、生態系への影響は低減される。よって、環境に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・工事後の造成地や遊休地については、可能な限り早期の緑化を行い、動物の生息環境を創出する。 ・対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。 ・保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせることとする。 ・通行車両によるロードキルの危険性を考慮し、標識や通行制限速度を設けるなど、注意喚起を行う。 ・夜間の照明による光環境の変化を小さくするため、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設ける。 ・敷地境界にはフェンスを張り、キツネ、タヌキ等中型哺乳類が敷地内に侵入することを防ぎ、搬入車両の通行時にロードキルが発生しないようにする。 ・排水溝には地上を歩行する小型哺乳類や昆虫類等が這い出し可能なスロープ構造を一定間隔で設け、キツネ、タヌキ等の餌動物の保全に努める。 	<p>＜回避・低減の観点＞</p> <p>夜間の照明による光環境の変化等により、対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する種の生息・生育環境や繁殖に影響が生じると予測された。しかし、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設ける等の環境保全措置を実施することにより、生態系への影響は低減される。</p> <p>＜基準、目標等との整合の観点＞</p> <p>夜間の照明による光環境の変化等により、対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する種の生息・生育環境や繁殖に影響が生じると予測された。しかし、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設ける等の環境保全措置を実施することにより、生態系への影響は低減される。よって、環境に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因		調査	予測
景観	存在・供用時	施設の存在	<p>選定した11地点の主要な眺望地点のうち、L-1セキチュー（ホームセンター）屋上駐車場、L-2対象事業実施区域（北）、L-3隣接民家付近（北）、L-5隣接民家付近（南）及びL-6 町道第15号線の計5地点からは対象事業実施区域を視認することができる。</p>	<p>フォトモンタージュによる予測の結果、対象事業実施区域が視認できるL-1～3、L-5及びL-6の5地点については、計画施設が明瞭に視認できるため、眺望に変化が生じると予測される。特にこのうちL-3及びL-5については、変化が大きいと予測される。</p> <p>対象事業実施区域が直接視認できなかった6地点のうち、L-7県道さいたま菖蒲線からは計画施設及び煙突の上部が明瞭に視認できるため、眺望に変化が生じると予測される。</p> <p>上記以外の5地点について、計画施設及び煙突の一部のみが視認できる、もしくは樹林や住宅等に遮られて視認できないと予測されるため、眺望の変化は小さい、もしくは変化がないと予測される。</p>
	自然とのふれあいの場	工事中	<p>建設機械の稼働・造成等の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・N-1 原市沼川 対象事業実施区域の西側に接し、北西から南東に流れる河川。 主に下流にある原市沼（対象事業実施区域の南東約3km）やその付近にある調節池周辺において、釣り、ボタル観察、野鳥観察を楽しむ人がみられるとのことであった。ただし、観光ガイドブック等で大きく取り上げられる例は見られず、日常の散歩など、地域住民による利用が主であった。 ・N-2 平塚公園 対象事業実施区域の南側約900mにある公園。 公園内には広場や遊具、テニスコート、噴水等が整備されており、グラウンドゴルフ等のスポーツやピクニック、犬の散歩等での利用がみられた。 	<p>本事業では、対象事業実施区域内においてのみ工事を実施するものであり、N-1原市沼川やN-2平塚公園を改変しないため、直接的な影響はないと予測される。</p> <p>建設機械の稼働及び造成などの工事に伴う大気質、騒音、振動の予測結果によると、大気質、騒音、振動の影響は対象事業実施区域内とその近傍に留まり、対象事業実施区域から十分離れた位置に利用環境があるN-1原市沼川（南東側約3km）及びN-2平塚公園（南側約900m）では大気質等の環境の変化はほとんどないと予測される。</p> <p>造成等の工事に伴う濁水の発生による原市沼川の水質への影響について、降雨時には現況と同程度のSS濃度の濁水が発生するが、発生した濁水は沈砂池等で滞留させ、SS濃度180mg/L以下として放流する計画であるため、現況から大きな変化はないと予測される。また、地下構造物工事施工時等のコンクリートにより発生するアルカリ性の濁水は、中和装置によりpH5.8～8.6に調整して放流するため、濁水による影響は小さいと予測される。</p>
資材運搬等の車両の走行			<p>N-1原市沼川について、主要な利用環境（原市沼及びその周辺）は主な搬出道路から離れていることから、資材運搬等の車両の走行による影響はほとんどないと予測される。</p> <p>N-2平塚公園は主な搬出道路と利用者のアクセスルートが重なる県道さいたま菖蒲線に面している。さいたま菖蒲線の直近の地点であるA-7における交通量の増加率は、最も台数が多い時期で平日、休日共に3.7%と予測される。</p>	
存在・供用時		施設の存在・施設の稼働	<p>施設の稼働による影響について、騒音、低周波音、振動の予測結果によると、それらの影響は対象事業実施区域内とその近傍に留まり、対象事業実施区域から十分離れた位置に利用環境があるN-1原市沼川（南東側約3km）及びN-2平塚公園（南側約900m）では騒音等による環境の変化はほとんどないと予測される。大気質及び悪臭の影響については、比較的遠方まで生じるものの、最大着地濃度出現地点の濃度等は現況を著しく悪化させるものでないと予測する。また、施設からの排水は下水道放流することから、原市沼川への影響はない。</p> <p>施設の存在による影響について、景観の変化の影響が考えられるが、N-1原市沼川（南東側約3km）は十分離れた位置であり、N-2平塚公園は樹林に広く覆われていることから影響はほとんどないと予測される。</p> <p>よって、利用環境への影響は小さいと予測する。</p>	
(ごみ収集車両等の走行)			<p>N-1原市沼川の主要な利用環境（原市沼周辺）は主な搬出道路から離れていることから、自動車等の走行による影響はほとんどないと予測される。</p> <p>N-2平塚公園は主な搬出道路と利用者のアクセスルートが重なる県道さいたま菖蒲線に面している。さいたま菖蒲線の直近の地点であるA-7における交通量の増加率は、平日に8.2%、休日に7.4%と予測される。</p>	

環境の保全のための措置	評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離す等の施設形状及び配置計画に努める。 ・ 敷地全体で、工場立地法に定める緑化率20%以上を達成する。 ・ 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避ける。 ・ 建物の色彩及び形態については、埼玉県景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。 ・ 対象事業実施区域内の緑化に当たっては、人工的雰囲気緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。 ・ 敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽する。 ・ 植樹の構成は、高木、中木、低木を混在させた多層構造となるよう配慮し、周辺からの建物の視認を遮蔽できるように植栽する。 ・ 整備する緑地等については、適切に維持・管理を行う。 	<p><回避・低減の観点> 予測の結果、L-2対象事業実施区域（北）、L-3隣接民家付近（北）、L-5隣接民家付近（南）では施設の存在による圧迫感があり、眺望景観に変化が生じ、景観への影響が生じるものと予測されることから、敷地内には県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽する等の環境保全措置を講じることにより施設の存在による影響を低減させる。 したがって、景観への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 予測の結果、L-2対象事業実施区域（北）、L-3隣接民家付近（北）、L-5隣接民家付近（南）では施設の存在による圧迫感があり、眺望景観に変化が生じ、景観への影響が生じるものと予測されるが、敷地内には県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽する等の「埼玉県景観計画」に示されている「景観形成基準」を踏まえた環境保全措置を講じることとしている。 したがって、環境保全目標である「周囲の景観との調和が図られること。」を満足するものと考えられる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用する建設機械は排ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械を使用する。 ・ 建設機械が所定の性能を発揮できるように建設機械の維持管理に努める。 ・ 建設機械はアイドリングストップを図るように運転手への指導を徹底する。 	<p><回避・低減の観点> 造成等の工事による影響について、自然とのふれあいの場を直接変更しないため、影響はなく、建設機械の稼働及び造成などの工事に伴う大気質、騒音、振動の影響は対象事業実施区域内とその近傍に留まり、環境の変化はほとんどないと予測される。工事により発生する濁水は沈砂池で滞留させる等適切な処理を実施した後に放流することから、自然とのふれあいの場に対する影響は低減される。 資材運搬等の車両の走行による交通手段の阻害の状況について、N-2平塚公園における交通量は3.7%増加すると予測されたが、この予測条件は工事のピーク台数であり、すべての資材運搬等の車両が同じ経路を走行するという安全側の予測結果である。さらに、資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める等の環境の保全のための措置を講じることにより、資材運搬等の車両の走行による影響を低減させる。 したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・ 資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、安全運転に努める。 ・ 工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の稼働に伴い発生する排出ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針（埼玉県）」等に規定する規制基準を遵守するとともに、自主基準値を定め公害防止基準値とする。また、供用時はモニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。 ・ 騒音の発生源である機器や排水処理設備の日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。 ・ ごみ収集車両等は、原則として、日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。 ・ ごみ収集車両等が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・ ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、安全運転に努める。 	<p><回避・低減の観点> 施設の稼働による影響について、騒音、低周波音、振動の予測結果によると、それらの影響は対象事業実施区域内とその近傍に留まり、大気質及び悪臭の影響については、現況を著しく悪化させるものでないと予測する。また、施設からの排水は下水道放流することから、原市沼川への影響はない。 施設の存在による影響について、景観の変化の影響が考えられるが、N-1原市沼川（南東側約3km）は十分離れた位置であり、N-2平塚公園は樹林に広く覆われていることから影響はほとんど無いと予測される。 ごみ収集車両等の車両の走行による交通手段の阻害の状況について、N-2平塚公園では交通量は平日に8.2%、休日に7.4%増加すると予測されるが、この予測条件はすべてのごみ収集車両等が同じ経路を走行するという安全側の予測結果である。さらに、ごみ収集車両等が特定の日時・時間に集中しないよう計画的な運行管理に努める等の環境の保全のための措置を講じることにより、自動車等の車両の走行による影響を低減させる。 したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因		調査	予測
史跡・文化財	存在・供用時	施設の存在	令和6年2月7日及び2月9日に伊奈町教育委員会が対象事業実施区域において幅広く埋蔵文化財を調査したが、遺構等の新たな発見はなかった。	対象事業実施区域内は全面変更となるため、対象事業実施区域内に存在する埋蔵文化財包蔵地は全て変更される。 工事においては、埋蔵文化財包蔵地外においても慎重に施工し、万一埋蔵文化財が確認された場合は、埼玉県及び伊奈町教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。
日照阻害	存在・供用時	施設の存在	地形、工作物等の状況について、対象事業実施区域周辺には日影の影響を生じさせている地形、工作物等は存在しない。 日影の影響を受ける可能性のある住宅、病院、農耕地等土地利用の状況について、対象事業実施区域及び用地は農用地が多く占めている。その北側には寺院（観音堂）が接し、東側には民家が接している。	冬至日には、朝、夕に煙突と工場棟の日影が長く伸び、8時台には対象事業実施区域西側の上尾市平塚2丁目付近まで日影が生じ、16時には対象事業実施区域東側の住宅地及び農耕地において日影が生じると予測される。ただし、日影が道路や田畑、施設等にかかるものの、日影の幅は狭く、その移動も早いことから日影の影響時間は短時間に限られると予測される。 また、日影の継続時間について、対象事業実施区域北側に隣接する道路において2.5時間以上の日影が生じることが予測されるが、寺院（観音堂）や住宅地等には及ばないことが予測される。 天空図については、太陽高度が低い冬至日のS-2で午後から施設によって日影の影響を受けることが予測される。その他の地点では、計画施設による日影が生じないことが予測される。
電波障害	存在・供用時	施設の存在	地上デジタル放送のテレビ受信状況調査結果は、画質評価について、調査地点のほとんどが「○：正常に受信」であったが、一部地域において受信されている前橋局で「×：受信不能」がみられた。 また、品質評価について、調査地点のほとんどが「A：きわめて良好」であったが、県域局のテレビ埼玉で「D：不良」、前橋局の全てのチャンネルで「E：受信不能」がみられた。 対象事業実施区域及びその周辺は平坦な地形となっており、標高差のある地域は存在しない。また、電波障害の要因となるような工作物等はみられない。	地上デジタル放送の電波における施設の存在に伴うしゃへい障害範囲は、スカイツリーが計画施設の北北西側、浦和局が計画施設の北側に出現するものの、その範囲は対象事業実施区域内に限定された。なお、スカイツリー及び浦和局ともに反射障害範囲は発生しないと予測された。 衛星放送等の電波における施設の存在に伴うしゃへい障害範囲は、すべての衛星で計画施設の北東側に出現するものの、その範囲は概ね対象事業実施区域内に限定された。
廃棄物等	工事中	造成等の工事	廃棄物等に係る調査は実施していない。	造成工事に伴い発生する廃棄物の発生量は17,253tであり、再資源化量は16,563.2t（96.0%）と予測される。 また、残土の発生量は66,680tであると予測される。
	存在・供用時	施設の稼働		施設の稼働により発生する廃棄物等発生量は、焼却灰3,199(t/年)、焼却飛灰1,848(t/年)と予測される。

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財が確認された場合は、埼玉県及び伊奈町教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じる。 ・埋蔵文化財包蔵地外においても慎重に施工する。 	<p><回避・低減の観点> 工事においては、埋蔵文化財包蔵地外においても慎重に施工し、万一埋蔵文化財が確認された場合は、埼玉県及び伊奈町教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じる。したがって、史跡・文化財への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・日影による周辺建物等への影響が可能な範囲で低減されるよう、建物の高さや配置等に配慮した施設計画とする。 ・対象事業実施区域敷地境界近辺の植栽については、日影による周辺建物等への影響が生じないように配慮して、緑化計画（施設計画）を検討する。 	<p><回避・低減の観点> 計画施設の存在により、一部隣接地域に日影が発生する。しかし、施設の高さや配置に配慮するなど、環境の保全のための措置を講じることにより、日照障害への影響は低減されると考えられる。 以上より、計画施設の出現に伴う日照障害による影響は、事業者の実行可能な範囲で回避・低減が図られていると評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 日影規制の対象となる平均地盤面から4mの高さにおける冬至日の日影の継続時間が日影規制以内に収まると予測されることから、基準との整合が図られており、環境保全目標を達成するものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・設計段階において、建物高さを可能な限り低くなるよう配慮する。 ・周辺住民から苦情・要望があった場合は、原因究明と保全対策等、真摯に対応する。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたり、環境の保全のための措置に示した施設高さの検討、電波障害に係る苦情・要望等があった際の原因究明及び保全対策の実施により、施設の存在による影響は低減されると評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 施設の存在に伴い発生する電波障害は、周辺地域住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を及ぼさないことから、環境保全目標を達成するものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。 ・有効利用推進のための分別回収について、現場作業員への周知徹底及び適切な指導を行う。 ・建設工事に伴い発生した廃棄物については関係法令等を遵守し、適正処理を図る。 ・建設廃棄物の発生抑制を考慮した設計、工法及び材料を可能な限り選定する。 ・再生資材及び再利用資材の活用を努める。 ・「建設リサイクル推進計画2020」（国土交通省）の関東地方における目標で示された再生利用率以上の再資源化を目指す。 ・建設残土について対象事業実施区域内での再利用に努め、搬出量を抑制する。 	<p><回避・低減の観点> 造成等の工事にあたっては、廃棄物等の有効利用推進のための分別回収を徹底し、現場作業員への周知徹底及び適切な指導を行う。また、「建設リサイクル推進計画2020」（国土交通省）で示された再生利用率等以上の再資源化を目指すことにより、造成等の工事による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 造成等の工事に伴う廃棄物は合計17,253 tで、全体の資源化率は96%と予測される。また、分別を徹底し建設混合廃棄物の量を減少させるなど環境保全措置を講じることにより再資源化率は向上するものとする。よって、再資源化が可能な廃棄物については「建設リサイクル推進計画2020」（国土交通省）で示された関東地方における目標を満足することから、環境保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・計画施設は、ごみ処理施設本来の役割や仕組み、ごみの正しい分別が学べ、3Rの推進に貢献できる施設とし、ごみ減量や資源循環促進を促す。 ・施設の維持管理や管理事務に伴い発生する廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。 ・廃棄物発生量や集積所数の変化、多様化する市民ニーズを常に把握し、必要に応じて、適正かつ効率的な収集・運搬体制の確保を図る。 ・廃棄物の搬出は、飛散防止のために覆い等を設けた適切な運搬車両を用いる。 	<p><回避・低減の観点> 計画施設からの廃棄物等の発生量は、焼却灰3,199 t/年、飛灰1,848 t/年と予測される。 焼却灰及び飛灰は計画施設の維持管理において可能な限り削減する計画である。また、計画施設は環境学習の機会を提供して3Rの推進に貢献できる施設とし、ごみの減量及び資源循環を促すなどしていくことから、施設の稼働による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量は51.3 (g/人・日) となり、環境保全目標として示した「埼玉県環境基本計画」（令和4年度～令和8年度）に示された施策指標目標値27 (g/人・日) を上回る。しかし、ごみの減量化及び分別の徹底による資源化の推進や、住民への啓発活動による3Rの促進、発生する焼却灰及び飛灰については、資源化を積極的に努めることから、最終処分量は減少するものとする。よって、適切な環境保全措置を講じることにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られるものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因		調査	予測
温室効果ガス等	工事中	建設機械の稼働	温室効果ガス等に係る調査は実施していない。	建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等排出量は、3,393 tCO ₂ と算出された。
		資材運搬等の車両の走行		資材等の運搬に伴う温室効果ガス等排出量は、2,307 tCO ₂ と算出された。
	存在・供用時	施設の稼働		施設の稼働に伴う計画施設の温室効果ガス等排出量は、16,476 tCO ₂ /年と算出された。一方、既存施設（上尾市西貝塚環境センター及び伊奈町クリーンセンターの合計）の排出量は、32,090 tCO ₂ /年と算出された。 既存施設と計画施設の稼働に伴う温室効果ガス等排出量を比較すると、その削減率は48.7%と予測される。
		(ごみ収集車両等の走行) 自動車等の走行		ごみ収集車両等の走行に伴う将来の温室効果ガス等排出量は、253.2 tCO ₂ /年と算出された。一方、現況の排出量は479.7 tCO ₂ /年と算出された。 現況と将来の自動車等の走行に伴う温室効果ガス排出量を比較すると、226.5 tCO ₂ /年（47.2%）削減されると予測される。

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械、資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械、資材運搬等車両は、低公害車を積極的に導入するよう指導する。 ・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。 ・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。 ・植栽を施すなどの緑化により、二酸化炭素の吸収量の増加に努める。 	<p><回避・低減の観点> 建設機械の稼働に伴い合計3,393 tCO₂、資材運搬等の車両の走行に伴い合計2,307 tCO₂の温室効果ガス排出量が予測される。そのため、建設機械及び資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底し、適正な走行、稼働を管理し、温室効果ガスの排出抑制に努めることにより、影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 環境保全目標として示した「第3次上尾市環境基本計画」（令和3年3月（令和6年3月一部改定）、上尾市）及び「第3次伊奈町環境基本計画」（令和7年3月、伊奈町）における温室効果ガス削減に関する取り組み及び対策・施策のほか、社会情勢等を踏まえ、実施可能な取り組みを検討し、実施していくものとする。よって、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・使用電力量の抑制と発電効率の維持に努めることにより、売電量の維持・増加を図る。 ・再生可能エネルギー設備の導入を促進し、エネルギーの地産地消を実現するための基盤の形成を図る。 ・不要な照明の消灯、冷暖房温度の適正な設定等を積極的に行い、場内の消費電力を低減する。 ・敷地内の緑化に努める。 ・プラスチックのさらなる分別・リサイクルに向けた取り組みを推進する。 	<p><回避・低減の観点> 計画施設の稼働に伴う温室効果ガス等排出量は16,476 tCO₂/年と予測される。温室効果ガス排出量の削減を図るため、使用電力量の抑制と発電効率の維持、再生可能エネルギー設備の導入等を実施することによりエネルギー使用量の抑制に努めることから、施設の稼働による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 既存施設の稼働に伴う温室効果ガス等排出量32,090 tCO₂/年に対して、計画施設の稼働に伴う温室効果ガス等排出量は16,476 tCO₂/年、削減率は48.7%であった。「第3次上尾市環境基本計画」（令和3年3月（令和6年3月一部改定））（上尾市）で示された目標（中期目標：2030年度までに2013年度比46%以上削減、可能な限り50%削減、長期目標：2050年度までに排出量実質ゼロ）及び「第3次伊奈町環境基本計画（令和7年3月）」（伊奈町）で示された目標（2030年度までに2013年度比46%削減）を概ね達成すると予測される。さらに、プラスチックの分別の推進、ごみ排出量の削減や脱炭素設備等の導入検討等環境保全措置を講じていくものとする。</p> <p>また、環境保全目標として示した「第3次上尾市環境基本計画」（令和3年3月（令和6年3月一部改定）、上尾市）及び「第3次伊奈町環境基本計画」（令和7年3月、伊奈町）における温室効果ガス削減に関する取り組み及び対策・施策のほか、社会情勢等を踏まえ、実施可能な取り組みを検討し、実施していくものとする。よって、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。 ・ごみ収集車両等は、電気自動車や低公害車を導入するよう指導する。 ・ごみ収集車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転（アイドリング）をしないよう、運転手への指導を徹底する。 	<p><回避・低減の観点> 自動車等の走行に伴う温室効果ガス等排出量は現況474.1 tCO₂/年、将来253.2 tCO₂/年、削減率46.6%と予測される。さらなる温室効果ガス排出量の削減を図るため、低公害車の積極的導入やアイドリングストップを徹底し、適正な走行を管理し、温室効果ガス等の排出抑制に努めることにより、影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 自動車等の走行に伴う温室効果ガス等排出量は現況474.1 tCO₂/年、将来253.2 tCO₂/年、削減率46.6%と予測され、「第3次上尾市環境基本計画」（令和3年3月（令和6年3月一部改定））（上尾市）で示された目標（中期目標：2030年度までに2013年度比46%以上削減、可能な限り50%削減、長期目標：2050年度までに排出量実質ゼロ）及び「第3次伊奈町環境基本計画（令和7年3月）」（伊奈町）で示された目標（2030年度までに2013年度比46%削減）を概ね達成すると予測される。</p> <p>また、環境保全目標として示した「第3次上尾市環境基本計画」及び「第3次伊奈町環境基本計画」における温室効果ガス削減に関する取り組み及び対策・施策を実施していくものとする。よって、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>